

平成16年度政策評価書（事後評価）

政策分野：男女共同参画社会の形成の促進

1 政策名	男女共同参画社会の形成の促進（男女共同参画基本計画）																		
2 担当局課	男女共同参画局（推進課 課長：定塚由美子）																		
3 評価方式	総合評価方式																		
4 政策の目的	<p>男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること。</p> <p>（備考）・平成12年12月12日閣議決定</p> <p style="padding-left: 20px;">・対象期間： 施策の基本的方向...平成22年までを見通した長期的な施策の方向性 具体的施策...平成17年度末までに実施する具体的な施策</p>																		
5 関係予算の推移（単位 百万円）	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">平成13年度</th> <th style="width: 25%;">平成14年度</th> <th style="width: 25%;">平成15年度</th> <th style="width: 25%;">平成16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8,693,128</td> <td>9,042,462</td> <td>2,625,251</td> <td>2,747,608</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(6,862,729)</td> <td>(7,173,218)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>《 2,658》</td> <td>《 162》</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（注1）平成15年度より関係予算範囲の見直しを行い、一般会計（括弧なし）と特別会計（丸括弧） 財政投融资（二重括弧）に分類して集計している。</p> <p style="text-align: center;">（注2）平成16年度の関係予算額の概要は別添のとおり。</p>			平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	8,693,128	9,042,462	2,625,251	2,747,608			(6,862,729)	(7,173,218)			《 2,658》	《 162》
平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度																
8,693,128	9,042,462	2,625,251	2,747,608																
		(6,862,729)	(7,173,218)																
		《 2,658》	《 162》																
6 分野別評価	<div style="background-color: #e0f7fa; padding: 5px; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"> 分野1：政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 </div> <p>目的 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。</p> <p>目標</p> <p>(1) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 (2) 地方公共団体等における取組の支援、協力要請 (3) 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援 (4) 調査の実施及び情報・資料の収集、提供</p> <p>分野別予算額推移（単位 百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">平成13年度</th> <th style="width: 25%;">平成14年度</th> <th style="width: 25%;">平成15年度</th> <th style="width: 25%;">平成16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>7</td> <td>30</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(0)</td> <td>(0)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>《 0》</td> <td>《 0》</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（注1）平成15年度より関係予算範囲の見直しを行い、一般会計（括弧なし）と</p>			平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	4	7	30	48			(0)	(0)			《 0》	《 0》
平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度																
4	7	30	48																
		(0)	(0)																
		《 0》	《 0》																

特別会計（丸括弧）、財政投融资（二重括弧）に分類して集計している。
（注2）平成16年度の関係予算額の概要は別添のとおり。

具体的施策例（各項目文末（ ）内は施策担当省庁等。）

（1）国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ア 内閣府において「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」を毎年実施、公表し、各府省は平成17年度末までのできるだけ早い時期に審議会等の女性委員割合を30%にするという目標達成のための計画的取組を推進（内閣府、各府省）
- イ 人事院の策定した「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」（平成13年5月）に基づき各府省において「女性職員の採用・登用拡大計画」を策定
- ウ 男女共同参画推進本部において「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」を決定（平成16年4月）
- エ 上記本部決定を踏まえ、各省庁人事担当課長会議において具体的な取組を申合せ。平成22年度ころまでの政府全体の女性採用者割合の目安として、種試験事務系区分について30%程度とする等の目標設定（平成16年4月）
- オ 日本学術会議において、平成12年に定めた「女性会員比率を今後10年間で10%まで高める」という目標に向け、女性会員の増加を図る等の取組を実施（内閣府）

（2）地方公共団体等における取組の支援、協力要請

- ア 「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」を毎年実施、公表（内閣府）
- イ 都道府県知事、政令市長あてに政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について協力を要請（内閣府）
- ウ 地方公共団体に対し、女性地方公務員の採用、登用、職域拡大等に積極的に取り組むよう、各種会議等において要請（総務省）

（3）企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援

- ア 各界各層の有識者からなる「男女共同参画推進連携会議」の開催（年5～6回）（内閣府）
- イ 裁判所、国会に対し、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を要請（内閣府）
- ウ 経済団体に対し女性のチャレンジ支援策について協力を要請（内閣府）
- エ 各府省に対し、所管法人における女性の参画を促進するよう協力要請（内閣府）
- オ 大学における男女共同参画の視点に立った教員採用促進を要請（文科省）
- カ 「女性のキャリアを支援するための懇談会」の女性研究者への支援に関する報告及び科学技術・学術審議会人材委員会第2次提言、第3次提言において、大学等（国公立大学、大学共同利用機関等、施設等機関、独立行政法人、特殊法人等文部科学省の所掌に係る教育研究機関等。以下同じ。）における女性研究者の参画と能力発揮を図るための改革方策を提示、大学等へ周知（文科省）
- キ 国立大学協会に「男女共同参画に関するワーキンググループ」が設置され、平成12年5月に取りまとめた報告書の中で「2010年までに女性教員の割合を20%に引き上げる」という達成目標を策定。また、各国立大学法人において中期目標・中期計画の中に女性教員の割合向上等について盛り込むなどの取組を推進（文科省）

(4) 調査の実施及び情報・資料の収集、提供

- ア ポジティブ・アクション研究会の開催（平成 15 年～）男女共同参画社会の将来像検討会報告書の取りまとめ（平成 16 年 6 月）等（内閣府）
- イ 男女共同参画諸外国制度等調査研究において各国のポジティブ・アクションの取組を調査（平成 13 年～14 年）（内閣府）
- ウ 「女性の政策・方針決定参画状況調べ」を毎年実施、公表（内閣府）
- エ 独立行政法人国立女性教育会館において、行政担当者やNPO等リーダーを対象に「女性のエンパワーメント支援セミナー」を開催（平成 13 年～）（文科省）

政策効果の発現状況（各項目文末()内の記号は前述の各政策に対応。）

(1) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

● ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）の推移（(1)全体）

	13年	14年	15年	16年
位/か国中	31/64	32/66	44/70	38/78

資料出所：国連開発計画（UNDP）「人間開発報告書」（備考 17年：43/80）

(注)ジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)・・・女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。具体的には、国会議員に占める女性割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出している。

● 国の審議会等委員に占める女性の割合（ア）

	12年	13年	14年	15年	16年
比率（%）	20.9	24.7	25.0	26.8	28.2

資料出所：内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」（備考 17年：30.9%）

● 臨時委員、特別委員、専門委員等に占める女性の割合（ア）

	12年	13年	14年	15年	16年
比率（%）	-	10.6	11.5	12.4	11.9

資料出所：内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」（備考 17年：12.9%）

● 国家公務員採用者に占める女性の割合（イ、ウ、エ）（%）

採用年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
種試験	16.0	15.6	15.9	16.4	19.6
種試験	25.3	25.5	25.7	24.5	27.8
種試験	38.8	36.8	36.2	42.2	34.5

資料出所：人事院調べ

● 女性国家公務員の登用状況（イ、ウ、エ） (%)

	12年度	13年度	14年度	15年度
行政職(一) 計	17.1	17.1	17.4	17.4
4～6級(係長級)	14.9	15.3	15.8	15.8
7,8級(本省課長補佐級)	5.2	5.3	5.3	5.4
9～11級(本省課長・準課長級)	1.4	1.5	1.4	1.6
指定職	0.4	0.7	0.8	0.8

資料出所：人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査」

● 日本学術会議の女性会員割合（オ）

	17期(9年～12年)	18期(12年～15年)	19期(15年～17年)
比率(%)	1.0(2人)	3.3(7人)	6.2(13人)

資料出所：日本学術会議調べ

(2) 地方公共団体等における取組の支援、協力要請

● 都道府県・政令指定都市の審議会等委員に占める女性割合（ア、イ）

	12年	13年	14年	15年	16年
比率(%)	20.5	22.8	24.9	26.2	28.1

資料出所：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

● 市町村における法律、政令又は条例に基づく審議会等委員に占める女性割合（ア、イ）

	14年	15年	16年
比率(%)	18.4	18.8	19.8

注：市町村の中には、政令指定都市を含む。

資料出所：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

● 地方公務員採用試験合格者に占める女性割合（ア、ウ）

	12年度	13年度	14年度	15年度
都道府県(%)	25.7	23.0	23.4	22.3
市区(%)	51.3	52.9	51.2	50.8

資料出所：総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査」

● 都道府県・政令指定都市における管理職（本庁課長相当職以上）の女性割合（ア、イ、ウ）

	12年	13年	14年	15年	16年
都道府県(%)	4.1	4.3	4.5	4.8	4.9
政令指定都市(%)	4.9	5.4	5.9	6.3	6.4

資料出所：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

(3) 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援

● 管理的職業従事者に占める女性割合((3)全体)

	12年	13年	14年	15年	16年
比率(%)	9.2	8.9	9.6	9.7	10.1

資料出所：総務省「労働力調査」

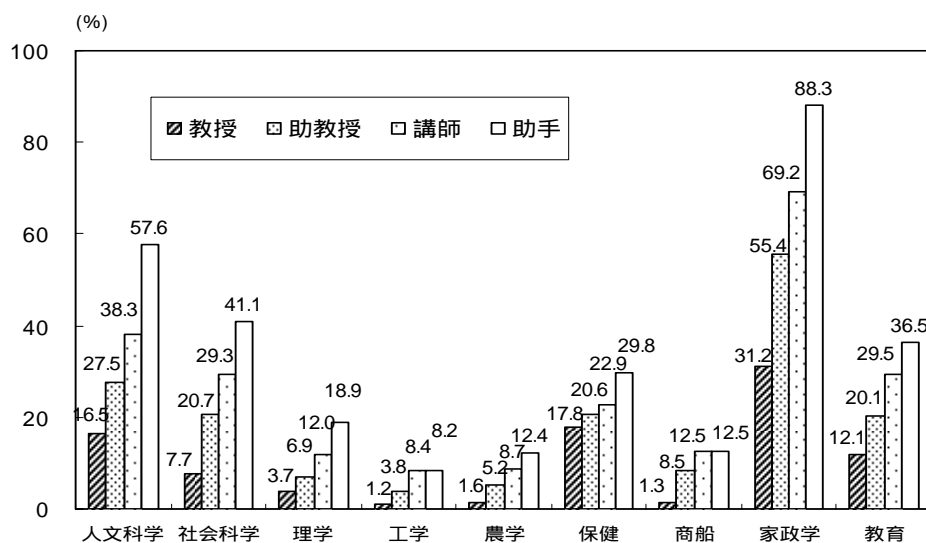
● 研究者に占める女性割合(力)

	12年	13年	14年	15年	16年
比率(%)	10.6	10.9	10.7	11.2	11.6

資料出所：総務省「科学技術研究調査報告」

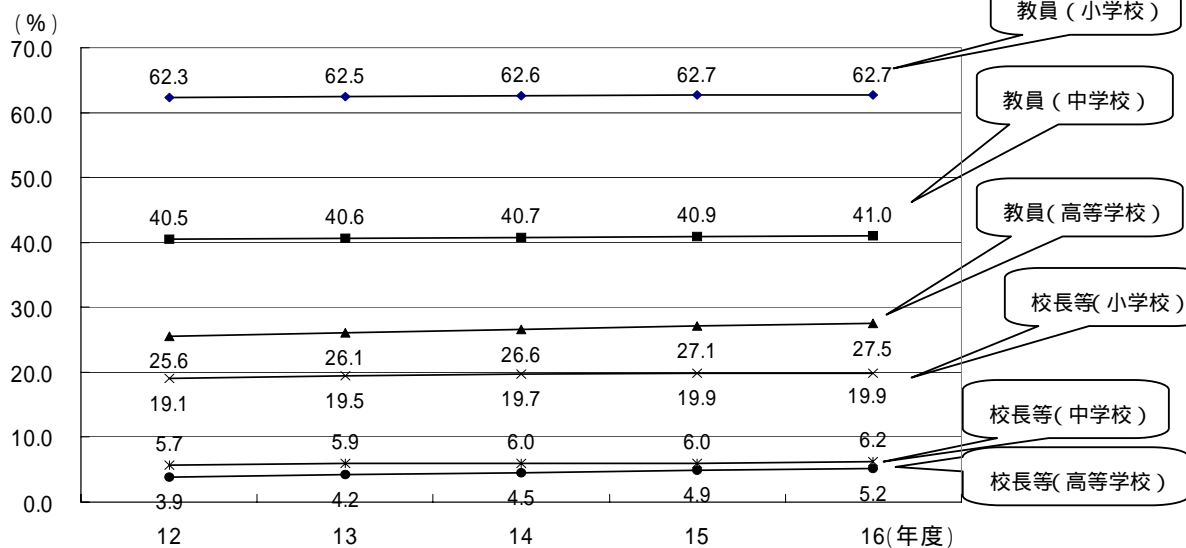
● 大学教員における女性割合(オ、力、キ)

助手や講師と比較して、助教授、教授の女性割合は非常に低くなっている。



資料出所：文部科学省「学校基本調査」(平成16年度)

● 女性の教員及び校長等の割合（初等中等教育機関）（キ）



注：1. 本務者である。

2. 「校長等」とは、校長及び教頭を指す。

資料出所：文部科学省「学校基本調査報告書」

政策に対する評価（各項目文末()内記号は前述 の各政策に対応。）

- 国の審議会等委員への女性の参画の拡大については、着実な成果がみられる(前述 (1)の「国の審議会等委員に占める女性の割合」より)。今後は、現在の目標達成後の新たな目標の設定について検討が必要である。((1)ア)
- 都道府県・政令指定都市における審議会等委員への女性の参画の拡大については着実な成果がみられる(同(2)の「都道府県・政令指定都市の審議会等委員に占める女性割合」より)。内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(平成16年8月)によると、市町村においては、法律、政令及び条例により設置されている審議会等の女性比率を見ると、80市区及び82町村では30%を超えている一方、55町村では女性委員がいないか5%未満となっており、取組に地域間格差がみられる。このため、市町村における取組の支援について、都道府県に協力を要請する必要がある。((2)ア、イ)
- 国家公務員について、女性職員の採用については一定の成果がみられる(同(1)の「国家公務員採用者に占める女性の割合」より)ものの、平成22年度頃までの政府全体の女性採用割合の目安として、種試験事務系区分について30%程度とする等の目標に向け、更なる取組が必要である。登用については低調な状態が続いており(同(1)の「女性国家公務員の登用状況」より)、一層の努力が必要である。((1)イ、ウ、エ、オ)
- 日本学術会議の女性会員割合は、徐々にではあるが、達成期限までの目標数値に近づいている。引き続き目標達成に取り組む必要がある。((1)オ)
- 女性地方公務員採用試験合格者に占める女性割合については、市区においては女性が過半数を占めているが、都道府県においては減少傾向にあり(同(2)の「地方公民採用試験合格者に占める女性の割合」より)、女性地方公務員の採用の拡大に向けてより積極的な取組が推進されるよう、要請及び情報提供を行っていく必要がある。((2)ウ)
- 女性地方公務員の登用については、若干の成果がみられる(同(2)の「都道府県・政令指定都市における管理職(本庁課長相当職以上)の女性割合」より)。また、内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(平成16年8月)によると、市区町村で

は、管理職の女性比率が10%を超える自治体が860自治体ある一方、女性管理職がない自治体が1169自治体もあり、地域間で取組に格差がみられる。このため、より積極的な取組が推進されるよう、要請及び情報提供を行う必要がある。((2)イ、ウ)

- GEMについては、2004年において80か国中43位であり、改善が進んでいない(同(1)の「ジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)の推移」より)。この原因の一つは、GEMを算出する指数の一つである就業者における管理的職業従事者に占める女性の割合が増加傾向にあるものの、低い水準にあるためである(同(3)の「管理的職業従事者に占める女性割合」より)。したがって、国家公務員における女性の登用を促進していくとともに、引き続き、地方公務員も含め、広く企業、各種機関・団体等に取組の支援及び要請を行っていく必要がある。なお、管理的職業に就任した者に対する就任後の支援措置が必要な場合もある。((1)全体)
- 大学教員・研究者の女性の採用・登用の割合については、増加傾向にあるものの依然低く(同(3)の「研究者に占める女性割合」、「大学教員における女性割合」、「女性の教員及び校長等の割合」より)、大学等及びその関係機関・団体における取組が進むよう協力の要請等を行っていく必要がある。((3)全体)
- 今後とも積極的に、ポジティブ・アクションや女性の政策・方針決定参画に関する様々な調査研究を行うと同時に、実際の参画状況について定期的に調査を行い、情報を提供する必要がある。((4)全体)

分野2：男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

目的

社会制度・慣行が男女に与える直接的・間接的な影響を検討し、様々な社会制度・慣行について男女共同参画の視点に立って見直す。

目標

- (1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- (2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開
- (3) 法識字の強化及び相談の充実
- (4) 男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供

分野別予算額推移(単位 百万円)

平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
120	167	111 (134) 《 0》	104 (153) 《 0》

(注1) 平成15年度より関係予算範囲の見直しを行い、一般会計(括弧なし)と特別会計(丸括弧)、財政投融资(二重括弧)に分類して集計している。

(注2) 平成16年度の関係予算額の概要は別添のとおり。

具体的施策例 (各項目文末()内は施策担当省庁等。)

- (1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
 - ア 影響調査専門調査会(注)において、ライフスタイルの選択等に中立的な税制、社会保障制度、雇用・就業制度についての基本的な考え方を取りまとめ(平成14年12月、平成16年7月)
(内閣府、男女共同参画会議)
 - イ 影響調査事例研究ワーキングチームにおいて、影響調査の手法例を収集し、具体的な事例に当てはまる試みを提示した中間報告を取りまとめ(内閣府、男女共同参画会議)
 - ウ 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透について、平成16年7月の男女共同参画会議において、より積極的な方針の明確化、国際合意を踏まえた取組などを求める会議決定(内閣府、男女共同参画会議)

(注)影響調査専門調査会...政府の施策を始めとして、あらゆる社会システムへ男女共同参画の視点を反映させる観点から、女性のライフスタイルの選択に大きなかわりを持つ諸制度・慣行など、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす政府の施策などについて調査検討を行うため、平成13年4月に男女共同参画会議の下に設置された(平成16年7月に監視・影響調査専門調査会に改組。)

(<http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/eikyoku/index-ei.html>)
- (2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開
 - ア 男女共同参画週間の実施、チャレンジ賞等の表彰、啓発ビデオの制作、男女共同参画ヤングリーダー会議の開催、広報誌やウェブサイトを通じた広報・啓発活動を継続的に実施(内閣府)
 - イ 人権擁護機関において、「人権教育のための国連10年」国内行動計画における取組や「人権週間」等の多様な機会を通じて、全国的に広報・啓発活動を継続的に実施(法務省)
 - ウ 「男女雇用機会均等月間」等あらゆる機会をとらえ均等法定着のための広報・啓発活動を

継続的に実施（厚労省）

(3) 法識字の強化及び相談の充実

- ア 法令や条約の周知等（内閣府、法務省、外務省、文科省、関係府省）
- イ 全国に専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置する等の相談体制の充実（法務省）

(4) 男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供

- ア 苦情処理・監視専門調査会(注)において、男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供について、調査審議を実施。平成 15 年 7 月の男女共同参画会議において、統計情報の内容の充実、利用者のニーズに対応した提供等について、会議決定（内閣府、男女共同参画会議）
- イ 統計法及び統計報告調整法に基づく統計調査の実施についての総務省政策統括官（統計基準担当）における審査・調整等の際に、男女共同参画社会の形成に資する統計の整備に配慮、その充実に努力（総務省）
- ウ 独立行政法人国立女性教育会館で、女性及び家族に関する分野の資料を収集、整理し、文献情報データベースを提供（文科省）
- エ 平成 13 年社会生活基本調査において、生活行動の 20 分類に加え、よりの確な無償労働の数量化に資するためのアフターコード方式（=集計段階で行動分類コードを割振る方式）による 62 分類の結果を公表（総務省）

(注)苦情処理・監視専門調査会...政府の施策を始めとして、あらゆる社会システムへ男女共同参画の視点を反映させる観点から、各省庁において男女共同参画基本計画は着実に実施されているかについて調査検討を行うため、平成 13 年 4 月に男女共同参画会議の下に設置された（平成 16 年 7 月に監視・影響調査専門調査会に改組。）

(<http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/kujou/index-ku.html>)

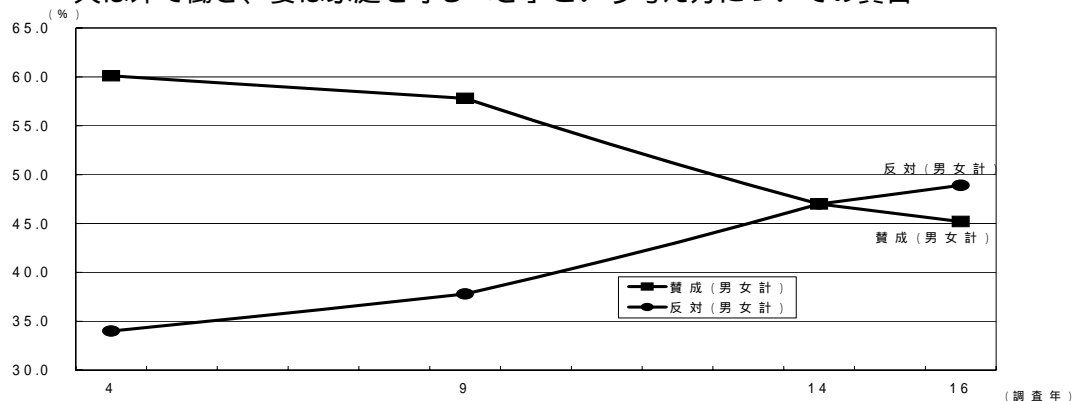
政策効果の発現状況（各項目文末()内の記号は前述の各政策に対応。）

(1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し((1)ア、イ)

- 影響調査専門調査会報告書の結論の一部は、年金制度において離婚時の年金分割、税制において配偶者特別控除（上乘せ部分）の廃止（増税分については、児童手当の改善等に充当）等の決定等に反映された。

(2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開((2)全体)

- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方についての賛否



注：「賛成」、「反対」の他に「わからない」との回答があるため、合計しても 100%にならない。

資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」

(3) 法識字の強化及び相談の充実

- 女性の人権ホットラインの利用件数 ((3) イ)

13 年	16 年
9,623 件	26,908 件

資料出所：法務省調べ

政策に対する評価 (各項目文末()内の記号は前述 の各政策に対応。)

- 内閣府において影響調査手法の検討及び影響調査が実施され、一部の結果は税制や年金制度にも反映されたが、内閣府以外の省庁での影響調査の取組は進んでいない。内閣府としては、各省庁における影響調査の取組を支援するため、引き続き調査手法の検討や各種事例の収集を行う ((1) 全体)
- 固定的性別役割分担意識については、前述 (2) のように改善の動きがみられるが、男女別に見ると、女性は反対(53.8%)が賛成(41.3%)を上回っているのに対し、男性は賛成(49.8%)が反対(43.3%)をまだ上回っている。このため、男女共同参画に関する認識を深めるための広報・啓発活動をより積極的に展開する必要がある。((2) 全体)
- 男女共同参画社会は男女の生物学的な違いを否定するものであるなどの誤解を払拭するためにも、男女共同参画に対する正確な理解の浸透に努める必要がある。((2) 全体)
- 男女共同参画に関係の深い国内法令、条約等について、誰もが理解しやすい形で広報を行うとともに、学校教育や社会教育において法令等により保障される人権に関して正しい知識の普及を図るなど、内容の周知に努める必要がある。((3) ア)
- 女性の人権ホットラインについては、個々の相談事案に応じた援助、助言を行うよう努めており、利用件数も増加傾向にある。今後も人権が侵害された場合の被害者救済について、人権擁護機関等の制度をより積極的に活用する必要がある。((3) イ)
- 統計情報の収集・整備・提供については、統計情報等について性別データの把握や性別データを表示した公開を行うなど一部で成果がみられるが、あらゆる政策に男女共同参画の視点を盛り込む際の基礎資料とするためには未だ不十分である。今後とも、統計情報につき、可能な限り、個人、世帯員、従業者、利用者等の性別データを把握するとともに、利用者の要望に対応しつつ、プライバシー保護に配慮した上で、可能な限り性別データを表示して公開していく必要がある。((4) 全体)

分野3：雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

目的

雇用等の分野において女性が男性と均等な機会を得て、意欲と能力に応じた均等な待遇を受ける状況を実現する。

目標

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進
- (2) 母性健康管理対策の推進
- (3) 女性の能力発揮促進のための援助
- (4) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備

分野別予算額推移(単位 百万円)

平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
66,760	66,231	1,175	989
		(52,075)	(94,937)
		《 - 》	《 - 》

(注1) 平成15年度より関係予算範囲の見直しを行い、一般会計(括弧なし)と特別会計(丸括弧) 財政投融资(二重括弧)に分類して集計している。

(注2) 平成16年度の関係予算額の概要は別添のとおり。

具体的施策例 (各項目文末()内は施策担当省庁等。)

(1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

ア 男女雇用機会均等法の履行確保

- ・ 計画的に事業場を訪問し報告徴収を実施することにより、雇用管理の実態を把握し、問題がある場合は助言、指導等を実施(厚労省)
- ・ 各都道府県労働局雇用均等室における個別紛争解決の援助及び機会均等調停会議による調停の実施(厚労省)
- ・ セクシュアル・ハラスメントに関しては、企業への周知啓発、是正指導等を実施。女性労働者からの相談については、各都道府県労働局に配置しているセクシュアル・ハラスメントカウンセラーを活用(厚労省)

イ 企業における女性の能力発揮のための積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進

- ・ ポジティブ・アクション促進のためのセミナーの開催、情報提供、均等推進企業表彰、ベンチマーク事業の実施等により企業におけるポジティブ・アクションの取組を促進(厚労省)

ウ 男女均等を確保する方策等についての検討

- ・ 男女間の賃金格差問題に関する研究会報告を取りまとめ(14年11月) ガイドラインを作成、周知・啓発(厚労省)
- ・ 男女雇用機会均等政策研究会において、男女双方に対する差別の禁止、妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い、間接差別の禁止、ポジティブ・アクションの効果的推進方策について16年6月に報告を取りまとめ(厚労省)

(2) 母性健康管理対策の推進

労働基準法、男女雇用機会均等法に基づく母性保護及び母性健康管理の周知徹底、母性健康サービス事業の実施、小規模事業所の母性健康管理に関する相談体制の整備事業を実施(厚労省)

(3) 女性の能力発揮促進のための援助

ア 在職中の女性に対する能力開発等の支援

- ・ 「女性と仕事の未来館」における能力発揮事業等、公共職業能力開発施設における在職者訓練、教育訓練給付制度により、能力開発等を支援(厚労省)

イ 再就職に向けた支援

- ・ 育児・介護等により退職した者に対し、「フレイフレイネット」による相談・情報提供、再就職希望登録者支援事業による再チャレンジサポートプログラムの実施、両立支援ハローワークにおける支援を実施(厚労省)

(4) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備

ア パートタイム労働対策

- ・ 事業主が、パートタイム労働者の雇用管理の改善等のための措置を講ずる際の、正社員との均衡を考慮した処遇の考え方を具体的に示すとともに、正社員への転換に関する条件の整備、労使の話し合いの促進のための措置などの雇用管理の改善等のために構すべき措置を追加することを内容としたパートタイム労働法に基づく指針を改正し(15年8月)、法及び指針を周知。パートタイム労働者の雇用管理に関する情報提供・相談援助等を通じ、事業主の自主的な取組を促進(厚労省)

イ 労働者派遣事業に係る対策の推進

- ・ 派遣元及び派遣先が講ずべき措置に関する指針等について、毎年度派遣元事業主及び派遣先に対する定期的な指導等において周知徹底(厚労省)

ウ 女性起業家に対する支援

- ・ 創業に必要な実践的能力を修得させる創業塾を行い、平成13年度からこの中で女性向け創業塾も実施(経産省)
- ・ 無担保・無保証人の「新創業融資制度」を創設、女性等の創業に対しては有利な金利を適用。また、女性、若者/シニア起業家支援資金において、女性も含めた起業家に対して優遇金利を適用(経産省)
- ・ 「女性と仕事の未来館」において、起業を希望する女性及び女性起業家を支援するため、セミナーや相談、情報提供等を実施(厚労省)

エ テレワーク等、新しい就業形態に係る施策の推進

在宅勤務が適切に導入及び実施されるための労務管理の在り方を明確にしたガイドラインを策定(15年度)。テレワーク普及啓発や企業等への専門家による相談助言を実施(厚労省)

政策効果の発現状況（各項目文末()内の記号は前述の各政策に対応。）

(1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

● 労働局雇用均等室における相談件数（ア） (件)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
相談件数	23,483	19,408	18,182	18,266	19,668
うちセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数 (カッコ内は女性労働者等)	8,614 (5,883)	7,633 (5,925)	7,682 (5,924)	7,403 (5,924)	7,706 (6,291)

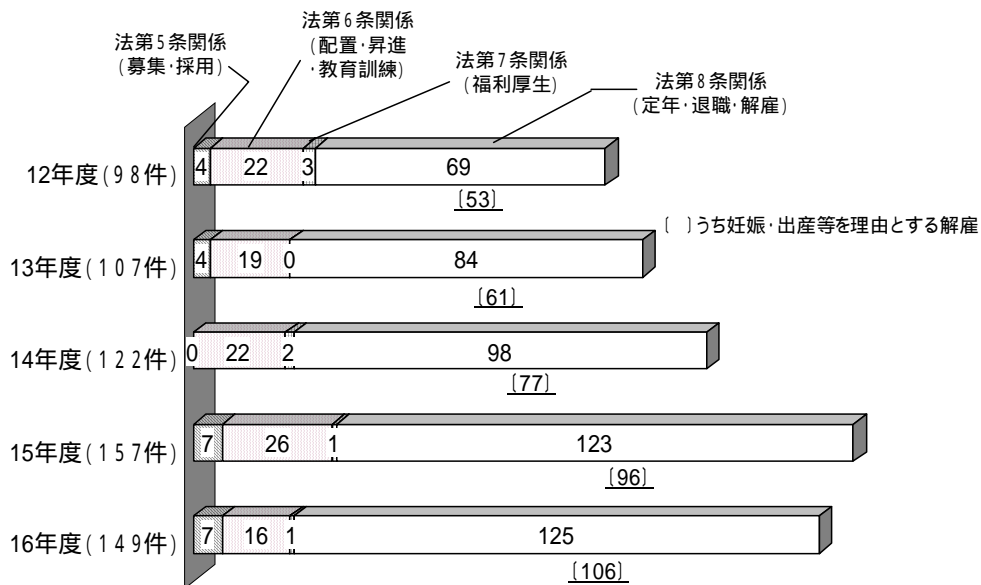
資料出所：厚生労働省調べ

● 労働局雇用均等室における指導件数（ア） (件)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
制度是正指導件数	6,030	6,429	5,448	5,624	5,122
うちセクシュアル・ハラスメントに関する指導件数	5,239	5,798	4,975	5,190	4,628

資料出所：厚生労働省調べ

● 労働局雇用均等室における個別紛争解決の援助(男女雇用機会均等法第13条に基づく援助) (ア)



資料出所：厚生労働省調べ

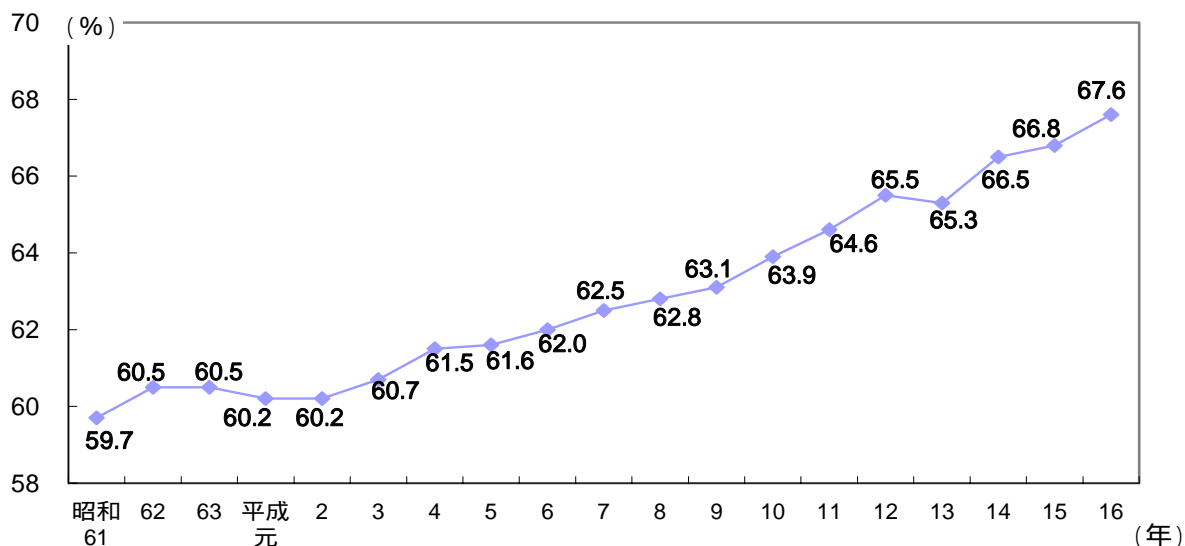
● ポジティブ・アクションの取組状況（規模別）（イ、ウ）

（％）

		んで いる	既に 取り 組 む こ と し て い る	今 後 取 り 組 む こ と し て い る	定 は な い	取 り 組 む 予 め	今 の と こ ろ	わ か ら な い	不 明
規模計	平成 12 年度	26.3	13.0	34.2	26.5	-			
	平成 15 年度	29.5	8.8	28.7	33.0	0.0			
〔規模〕									
5,000 人以上	平成 12 年度	67.7	5.2	14.1	13.0	-			
	平成 15 年度	74.0	6.8	10.0	9.1	-			
1,000～4,999 人	平成 12 年度	57.9	9.6	16.1	16.4	-			
	平成 15 年度	59.5	9.4	17.0	14.1	0.1			
300～999 人	平成 12 年度	41.1	14.7	21.7	22.4	-			
	平成 15 年度	46.7	11.3	19.7	22.3	-			
100～299 人	平成 12 年度	32.3	13.6	27.9	26.3	-			
	平成 15 年度	34.7	11.2	24.0	30.1	-			
30～99 人	平成 12 年度	22.2	12.8	37.7	27.3	-			
	平成 15 年度	25.2	7.8	31.4	35.6	0.1			

資料出所：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」

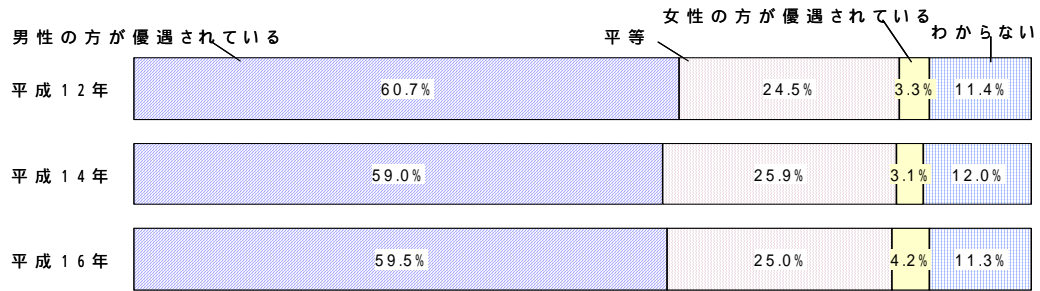
● 一般労働者の男女間所定内給与格差の推移（男性一般労働者＝100）（ウ）



注：男性一般労働者の1か月当たり所定内給与額を100として、女性一般労働者の1か月当たり所定内給与額の水準を算出したものである。

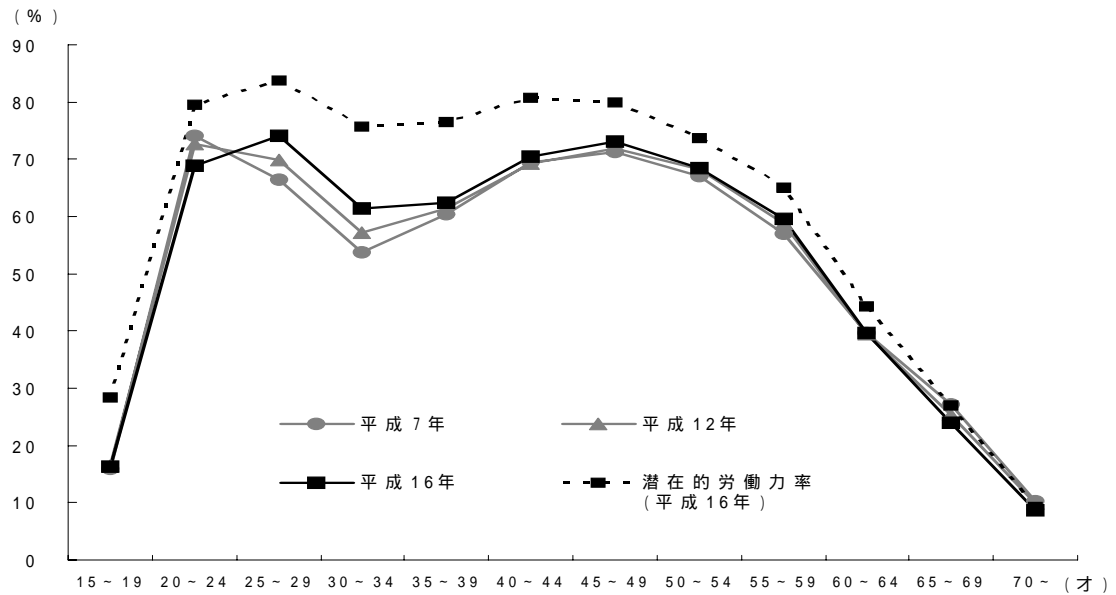
資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より算出

● 職場における男女の地位の平等感（ウ）



資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」

● 女性の年齢階級別労働力率及び潜在的労働力率（ウ）



資料出所：総務省「労働力調査」「労働力調査（詳細結果）」

（2）母性健康管理対策の推進

（2）に対応する数値的指標は特になし。後述の 政策に対する評価参照。

（3）女性の能力発揮促進のための援助

● 教育訓練給付の支給状況（ア）

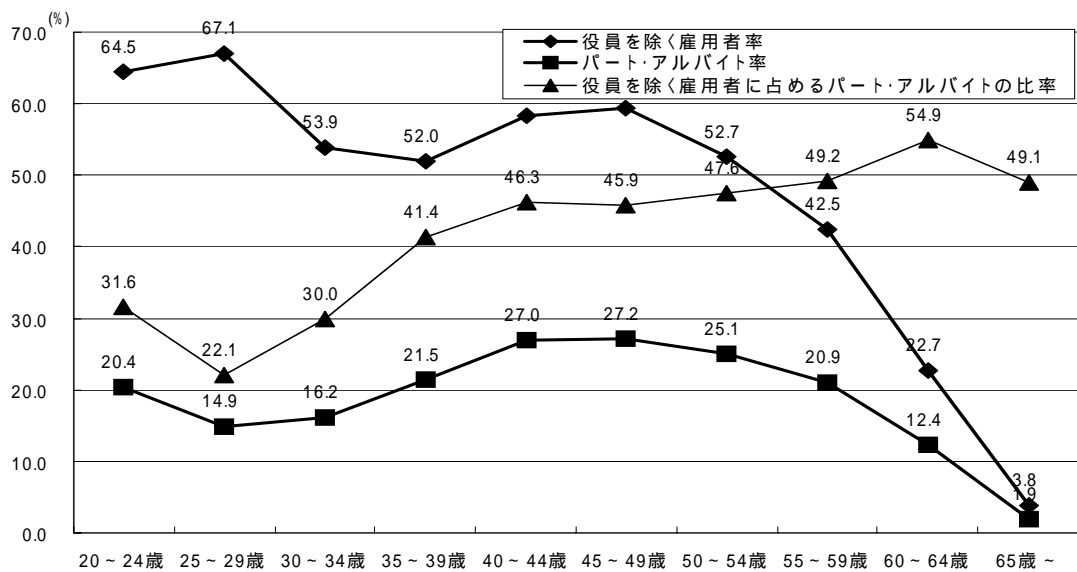
（千人、億円）

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
受給者数	270	285	381	470
男	137	148	200	249
女	133	137	181	221
支給金額	271	396	684	898
男	142	217	386	526
女	130	179	298	372

資料出所：厚生労働省調べ

(4) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備

● 女性の年齢階級別雇用者率とパート・アルバイト率(ア)



資料出所：総務省「労働力調査(詳細結果)」(平成16年平均)

● 性別一般労働者とパートタイム労働者の1時間当たり所定内給与額の推移(ア)

年	女性			男性		
	一般労働者(円)	パートタイム労働者(円)	格差(一般=100)	一般労働者(円)	パートタイム労働者(円)	格差(一般=100)
平成7年	1,213	854	70.4	1,919	1,061	55.3
8年	1,255	870	69.3	1,976	1,071	54.2
9年	1,281	871	68.0	2,006	1,037	51.7
10年	1,295	886	68.4	2,002	1,040	51.9
11年	1,318	887	67.3	2,016	1,025	50.8
12年	1,329	889	66.9	2,005	1,026	51.2
13年	1,340	890	66.4	2,028	1,029	50.7
14年	1,372	891	64.9	2,025	991	48.9
15年	1,359	893	65.7	2,009	1,003	49.9
16年	1,376	904	65.7	1,999	1,012	50.6

注： 1. 一般労働者とパートタイム労働者では、勤続年数、職種等に違いがあるので、単純には比較できない。
 2. 一般労働者の1時間当たり所定内給与は、それぞれ該当する一般労働者の所定内実労働時間数から次式により試算した。「一般労働者の1時間当たり所定内給与額 = 所定内給与額 ÷ 所定内実労働時間数」
 パートタイム労働者の1時間当たり所定内給与額については、統計表上の数字を用いた。

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より算出

● 女性向け創業塾の実績(ウ)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
実施箇所数(箇所)	32	60	41
受講者数(人)	1,065	1,921	1,441

資料出所：経済産業省調べ

● 「新創業融資制度」利用実績(ウ)

(単位：件、千円)

(国民生活金融公庫)	14年度(15年2月~)		15年度		16年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
新創業融資制度	787	2,406,760	6,061	18,670,540	6,341	20,721,390
うち女性・中高年起業家資金	83	192,950	858	2,410,640	1,146	3,437,920
うち女性起業家資金	50	108,600	543	1,442,110	657	1,825,690

資料出所：経済産業省調べ

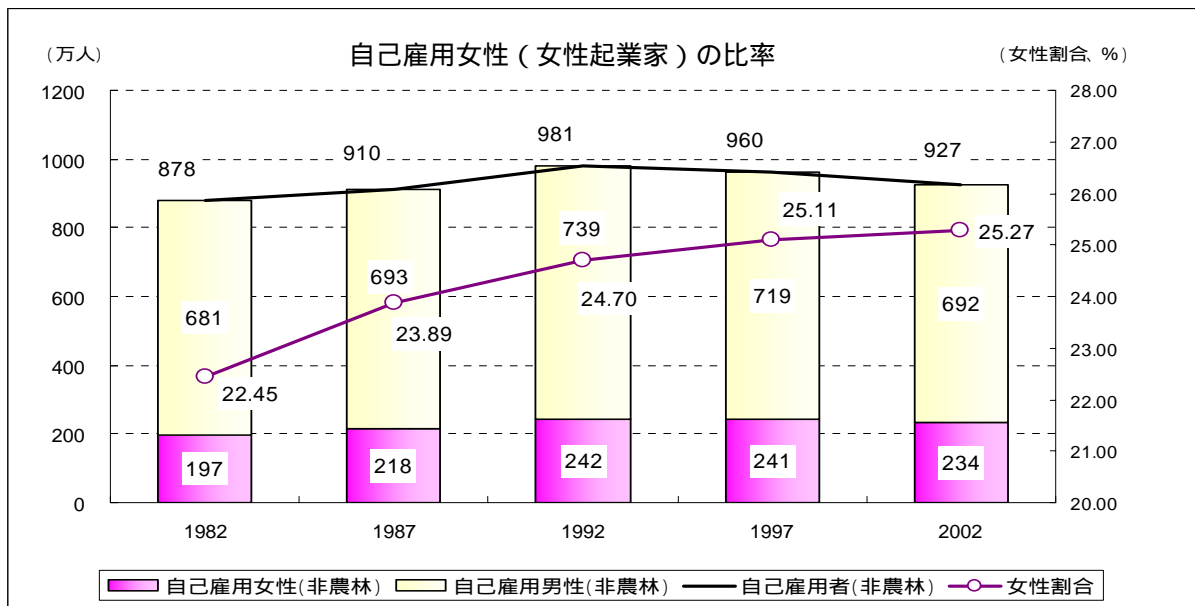
● 女性・高齢者起業家支援資金利用実績(ウ)

中小企業金融公庫(女性、高齢者計)						
	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度(注)
貸付件数(件)	11	28	15	15	28	32
金額(百万円)	395	1,636	974	845	1,895	1,538
国民生活金融公庫						
	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度(注)
貸付件数(件)	1,750	2,866	3,505	4,474	6,315	6,770
うち女性	1,315	2,183	2,637	3,277	4,439	4,589
金額(百万円)	10,144	18,284	21,527	26,196	37,041	41,065
うち女性	7,502	12,992	15,518	17,701	24,790	26,544

注：本制度は平成17年4月より、「女性、若者/シニア起業家支援資金制度」に移行。

資料出所：経済産業省調べ

● 女性起業家数の推移(ウ)



注：1. 自己雇用者とは、会社役員及び自営業主の計である(内職を除く)。

2. 総務省「就業構造基本調査」のデータによる。 資料出所：経済産業省「女性の自己雇用に関する研究会報告書」

政策に対する評価（各項目文末()内の記号は前述の各政策に対応。）

- 男女雇用機会均等法に係る労働局への相談件数は改正法施行以降減少傾向にあったが、増加に転じており、また、個別紛争解決の援助件数は、妊娠・出産を理由とする解雇等を中心に増加している傾向にある(前述 (1)「労働局雇用均等室における相談件数」、「労働局雇用均等室における個別紛争解決援助」より)。また、セクシュアル・ハラスメントについては、法の不知による違反は減少しており、違反についても是正が図られているが、実際に生じたセクシュアル・ハラスメントに対する企業の対応は必ずしも十分でない。((1)ア)
- ポジティブ・アクションへの企業の理解は進みつつあるが、規模別、業種別の格差が大きい(同(1)「ポジティブ・アクションの取組状況(規模別)」より)。今後とも企業のポジティブ・アクションを推奨し、自主的取組を促進する必要がある。((1)イ)
- 男女間賃金格差は長期的には縮小傾向にあるものの(同(1)「一般労働者の男女間所定給与格差の推移」より)、男性の賃金を100とした場合の女性の賃金割合は、日本では67.6(2004年)であるが、アメリカは80.4(2004年)、イギリスは76.8(2004年)、フランスは74.1(2002年)であり、国際的にみると格差は大きい。このため、企業における公正・透明な賃金制度及び人事評価制度の整備を進めるよう促す必要がある。((1)ウ)
- 再就職支援については、労働力調査で労働力率を見ると、女性は出産・子育てにあたる年齢時期に低下し、その後再度上昇してM字を描いているが、働いていない者の就業希望率を足した潜在的労働力率で見ると、M字のくぼみはかなり平らに近くなる(同(1)「女性の年齢階級別労働力率及び潜在的労働力率」より)。このように、育児等により離職した者の再就職希望は多いもののいまだ困難な状況にあることから、さらに支援が必要である。((3)全体)
- パートタイム労働者対策については、平成15年度に事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針が改正され、パートタイム労働者の働き方に応じた公正な処遇に向けた取組に一定の進展があるが、その処遇改善は未だ十分には図られていない。このため、上記指針の周知を図り、パートタイム労働者と通常の労働者との均衡を考慮した処遇の考え方を着実に浸透・定着させる必要がある。
- 派遣労働者に関して、派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置が適切かつ有効に実施されるよう、派遣元事業主及び派遣先に対して引き続き周知徹底、指導するとともに、苦情相談体制の整備を図る事により、派遣労働者の適正な派遣就業の確保を図る必要がある。((4)イ)
- 女性起業家支援策は新規施策の実施等施策が推進されている(同(4)「女性向け創業塾の実績」、「『新創業融資制度』利用実績」、「女性・高齢者企業家支援資金利用実績」、「女性企業家数の推移」より)。((4)ウ)
- 情報通信機器を活用し時間と場所を自由に選択して働くことができるテレワークについて、実態把握及び普及促進を図る必要がある。その際、企業における在宅勤務については適正な労務管理の下で行われるよう、併せてガイドラインの周知を図る必要がある。((4)エ)

分野4：農山漁村における男女共同参画の確立

目的

農山漁村における男女共同参画を確立する。

目標

- (1) あらゆる場における意識と行動の変革
- (2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (3) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備
- (4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり
- (5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備

分野別予算額推移(単位 百万円)

平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
33,921	31,371	1,734	1,328
		(0)	(0)
		《 0 》	《 0 》

(注1) 平成15年度より関係予算範囲の見直しを行い、一般会計(括弧なし)と特別会計(丸括弧)、財政投融资(二重括弧)に分類して集計している。

(注2) 平成16年度の関係予算額の概要は別添のとおり。

具体的施策例(各項目文末()内は施策担当省庁等。)

- (1) あらゆる場における意識と行動の変革
 - 「農山漁村女性の日」の実施、啓発資料の作成・配付、研修、シンポジウムの開催等(農水省)
- (2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - ア 都道府県、市町村における女性の参画目標の策定及びその達成に向けた普及啓発の推進(農水省)
 - イ JAグループや農業委員会系統組織においても独自の参画目標を策定しており、その達成に向けた取組支援(農水省)
- (3) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備
 - ア 家族経営協定の締結を推進(農水省)
 - (注) 家族経営協定とは、家族経営が中心である日本の農業において、男女を問わず意欲と能力が十分に発揮できる環境を整備するため、農業経営を担っている世帯員相互間のルール・取り決めを文書化したもの。
 - イ 「農作業安全のための指針」の策定、女性の労力軽減にも配慮した機械の開発(農水省)
- (4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり
 - ア 託児機能や各種研修機能等を有する総合施設の整備、母性保護セミナー、子育て相談員研修などの実施(農水省)
 - イ 補助労働力確保のための農業ヘルパーセンターの整備、JAによる無料職業紹介などを実施(農水省)

(5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備

ア 「農山漁村いきいき高齢者月間」の実施(農水省)

イ 各地域の高齢者グループが行う農業生産活動や消費者との交流活動等に対する支援、高齢者が活動するための拠点施設整備(交流館設置等) 農業施設のバリアフリー化等を実施(農水省)

ウ 農業者年金制度を実施(農水省)

エ 農業協同組合においてホームヘルパー資格取得研修や介護技術等の能力向上研修を実施(農水省)

政策効果の発現状況 (各項目文末()内の記号は前述 の各政策に対応。)

(1) あらゆる場における意識と行動の変革

- 家族経営協定の締結農家数((1) (3) ア)

表は(3)に後掲。

(2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- 農業委員会、農協、漁協への女性の参画状況の推移((1) (2) 全体)

(単位:人、%)

年 度	12 年	13 年	14 年	15 年
農業委員数	59,254	58,801	58,613	57,875
うち女性	1,081	1,318	2,261	2,369
女性の割合	(1.82)	(2.24)	(3.86)	(4.09)
農協正組合員数	5,240,785	5,202,171	5,149,940	5,098,862
うち女性	746,719	769,748	783,806	787,965
女性の割合	(14.25)	(14.80)	(15.22)	(15.45)
農協役員数	32,003	29,154	26,076	24,786
うち女性	187	213	266	300
女性の割合	(0.58)	(0.73)	(1.02)	(1.21)
漁協正組合員数	275,715	267,381	260,286	252,330
うち女性	15,655	15,289	15,145	15,426
女性の割合	(5.68)	(5.72)	(5.82)	(6.11)
漁協役員数	17,974	17,381	16,401	15,705
うち女性	43	47	49	48
女性の割合	(0.24)	(0.27)	(0.30)	(0.31)

注: 農業委員: 各年10月1日現在

農 協: 各事業年度末(農協により4月末~3月末)現在

漁 協: 各事業年度末(漁協により4月末~3月末)現在

資料出所: 経営局構造改善課、協同組織課、水産庁水産経営課調べ

- 林業における男女共同参画の現状((1) (2) 全体)

・森林組合(平成16年3月31日現在)

	人数	うち女性	比率(%)
役 員	14,819	22	0.1
職 員	7,900	1,974	25.0
作業員	25,801	3,120	12.1

資料出所: 業務参考資料(H15年度森林組合統計)

● 女性農業士等の推移（（１）（２）全体）

	12年	13年	14年	15年
指導農業士	8,998	9,348	9,568	10,246
うち女性	392	474	602	1,153
女性の割合	4.4%	5.1%	6.3%	11.3%
青年農業士	9,589	9,475	9,405	9,132
うち女性	151	175	176	179
女性の割合	1.6%	1.8%	1.9%	2.0%
女性農業士等	6,785	7,030	7,219	6,961

注：平成15年で女性農業士等の数が減少しているのは指導農業士制度に統合した県があるため

（女性農業士等の称名の例）

- ・農村生活アドバイザー（青森、群馬、新潟など）
- ・女性農業経営士（大分）
- ・農村生活マイスター（長野）
- ・グリーンライフアドバイザー（長崎）

資料出所：農林水産省普及課調べ（組織運営調査）

（３）女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

● 家族経営協定の締結農家数（（１）（３）ア）

販売農家の家族経営協
定締結割合

（単位：戸）

	平成12年	13	14	15	16	16年、%
北海道	3,162	3,178	3,790	3,759	3,887	6.70
東北	1,135	1,409	1,776	2,258	2,655	0.67
関東	3,535	4,167	5,512	6,873	8,154	1.60
北陸	609	743	858	981	1,103	0.62
東海	371	436	518	618	748	0.47
近畿	623	825	1,045	1,275	1,396	0.72
中四国	743	907	1,122	1,479	1,837	0.57
九州	4,554	5,436	6,773	7,695	8,724	2.75
沖縄	45	99	181	213	230	1.15
全国	14,777	17,200	21,575	25,151	28,734	1.33

（単位：千戸）

総農家戸数	3,120	3,072	3,028	2,981	2,934
家族経営協定締結割合(%)	0.47%	0.56%	0.71%	0.84%	0.98%
販売農家戸数	2,337	2,291	2,249	2,205	2,161
家族経営協定締結割合(%)	0.63%	0.75%	0.96%	1.14%	1.33%
うち主業農家戸数	500	482	463	448	434
家族経営協定締結割合(%)	2.96%	3.57%	4.66%	5.61%	6.62%

注：「販売農家」とは、経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

「主業農家」とは、農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家をいう。

資料出所：家族経営協定締結農家数：（平成12～15年）農林水産省普及課調べ

（平成16年）農林水産省女性・就農課調べ

農家数：農林水産省統計部「農林業センサス」、「農業構造動態調査報告書 基本構造」

（備考 17年 北海道4,220、東北2,991、関東9,225、北陸1,286、東海865、近畿1,508、中四国2,170、九州9,614、沖縄241、全国32,120）

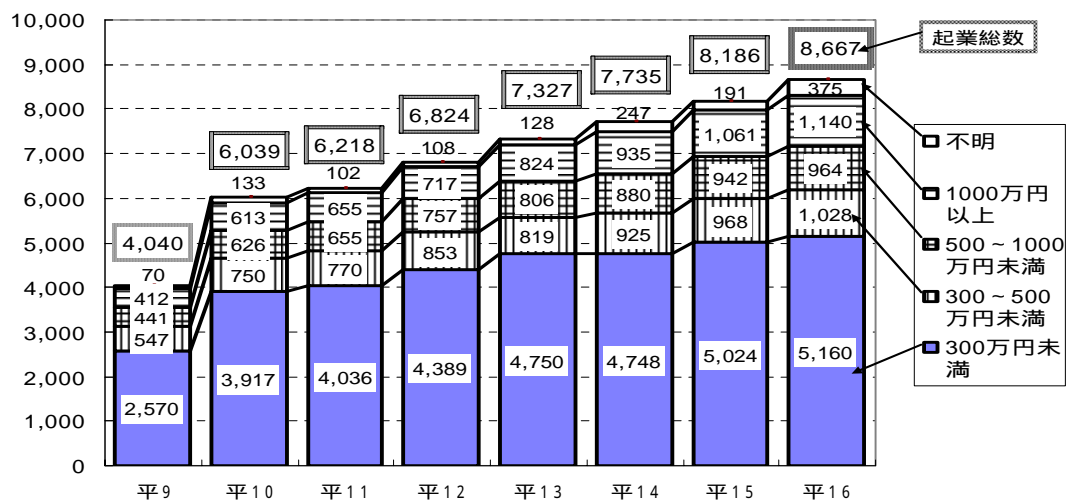
● 女性認定農業者の推移 ((3) 全体)

	H12	H13	H14	H15	H16
認定農業者総数	145,057	149,931	162,791	171,746	182,345
うち女性のみ	2,539	2,746	3,149	3,402	3,604
うち共同申請	-	-	-	-	81
女性合計	2,539	2,746	3,149	3,402	3,685
女性の比率	1.75%	1.83%	1.93%	1.98%	2.02%

注：共同申請については、夫婦での共同申請分。

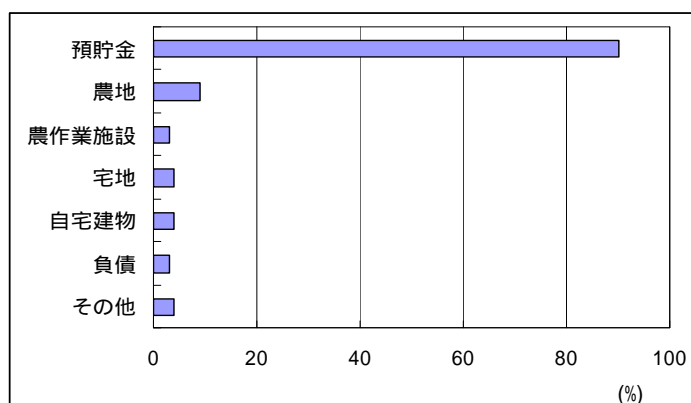
資料出所：農林水産省経営政策課調べ

● 女性起業数の推移 (販売金額別)((3) 全体)



資料出所：農林水産省調べ

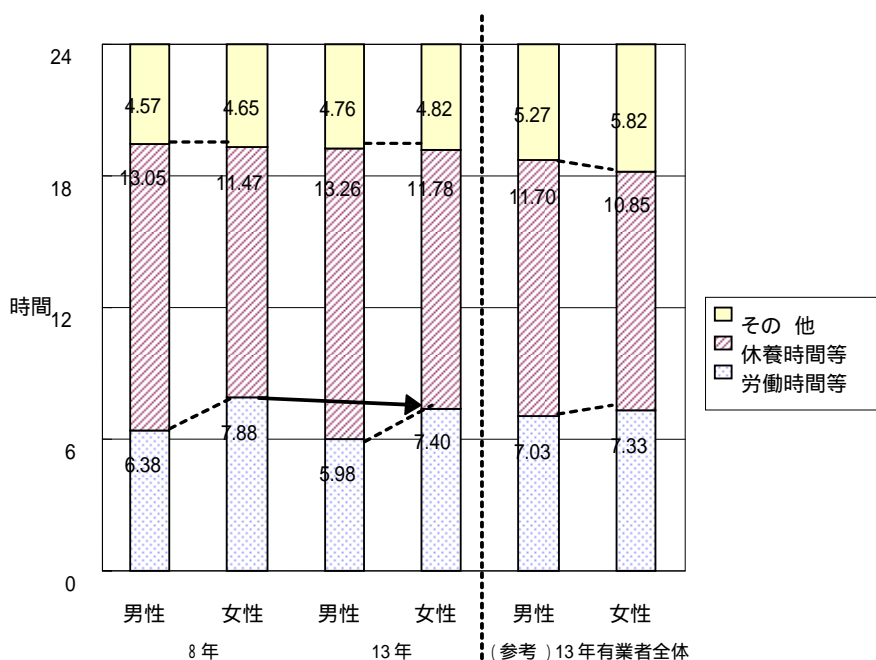
● 女性名義の資産の状況 ((3) 全体)



資料出所：農林水産省「女性農業者の地位向上に関する実態調査」(平成12年4月)

(4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

- 農林漁業作業における女性と男性の生活時間の比較(ア、イ)



・労働時間等

年次	性別	仕事	家事	介護等	育児	合計	男性比
8年	男性	6.1	0.22	0.03	0.03	6.38	-
	女性	4.78	2.88	0.08	0.13	7.88	1.23
13年	男性	5.65	0.27	0.03	0.03	5.98	-
	女性	4.4	2.77	0.12	0.12	7.40	1.24
(参考) 13年有業者全体	男性	6.8	0.15	0.02	0.07	7.03	-
	女性	4.85	2.22	0.07	0.2	7.33	1.04

・休養時間等

年次	性別	睡眠時間	休養	TV、新聞等	趣味娯楽	合計	男性比
8年	男性	8.32	1.43	2.95	0.35	13.05	-
	女性	7.82	1.18	2.22	0.25	11.47	0.88
13年	男性	8.32	1.48	3.03	0.43	13.26	-
	女性	7.82	1.3	2.33	0.33	11.78	0.89
(参考) 13年有業者全体	男性	7.65	1.15	2.23	0.67	11.70	-
	女性	7.33	1.12	1.95	0.45	10.85	0.93

資料出所：総務省「社会生活基本調査」

(5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備

- JAによるホームヘルパー養成数(年度末累計)((5)全体)

12年	13年	14年	15年
92,726	98,300	102,888	108,114

資料出所：全国農協中央会調べ

- JA助け合い組織設置数(年度末累計)((5)全体)

12年	13年	14年	15年
947	963	979	974

資料出所：全国農協中央会調べ

政策に対する評価（各項目文末()内の記号は前述の各政策に対応。）

- 農業に比べ、林業、漁業についての男女別統計の整備が遅れており、農山漁村の統計情報について性別データの把握に努める。((1) ~ (5) 全体)
- 農業分野の政策・方針決定過程への女性の参画は着実に増加しているが、進展は緩やかであり(前述 (2) の各表より)、今後、女性の参画を飛躍的に高めていくため、都道府県における女性の参画目標を踏まえ、市町村・農協等地域におけるより具体的な目標設定を加速化する必要がある。また、女性の参画目標・指標についての定期的なフォローアップの強化が重要。((2) 全体)
- (a) 家族経営協定の締結農家数は堅調に増加しているものの、主業農家に占める家族経営協定の締結農家は1割に満たない(同(3) 「家族経営協定の締結農家数」より)、(b) 指導農業士、青年農業士、女性農業士等リーダー的な女性農業者は少しずつ増加しているが、その数の伸び率は緩やかとなっている(同(2) 「女性農業士等の推移」より)、(c) 女性認定農業者は増加しているものの、認定農業者に占める女性割合は2%に過ぎない(同(3) 「女性認定農業者の推移」より)、(d) 女性起業数は順調に増加しているものの、6割が販売金額300万円未満であるなど小規模経営にとどまっており(同(3) 「女性起業数の推移」より)、地域社会への女性の一層の参画促進及びサポート体制の強化等の更なる取組が必要。((2) (3) ア)
- 男女の生活時間を比較すると、女性の労働時間は近年減少しているものの依然として男性の約1.2倍であり(同(4) 「農林漁業作業における女性と男性の生活時間の比較」より)、女性の過重労働、育児負担を軽減するための継続的な取組が必要。((4) 全体)

分野5：男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

目的

保育・介護サービスの充実、育児や介護を行う労働者の就業条件の整備、家庭、地域社会における男女共同参画を進め、両立基盤を整備する。

目標

- (1) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
- (2) 仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備
- (3) 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進

分野別予算額推移（単位 百万円）

平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
1,321,578	1,370,469	716,841 (661,405) 《 0 》	609,861 (780,404) 《 0 》

(注1) 平成15年度より関係予算範囲の見直しを行い、一般会計（括弧なし）と特別会計（丸括弧）、財政投融资（二重括弧）に分類して集計している。

(注2) 平成16年度の関係予算額の概要は別添のとおり。

具体的施策例（各項目文末()内は施策担当省庁等。）

- (1) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
 - ア 待機児童ゼロ作戦の推進（厚労省）
 - イ 低年齢児保育、延長保育、休日・夜間保育、一時保育、乳幼児健康支援一時預かり等多様な保育サービスの提供（厚労省）
 - ウ 「預かり保育」など幼稚園における子育て支援の充実（文科省）
 - エ 放課後児童対策の充実（文科省、厚労省）
 - オ つどいの広場や地域子育て支援センターにおける子育てに関する相談支援体制の整備（厚労省）
 - カ 子育て支援のための良質なファミリー向け住宅の供給促進（国交省）
 - キ 公共交通機関のバリアフリー化（国交省）
- (2) 仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備
 - ア 一般事業主行動計画の策定・実施についての周知・啓発（厚労省）
 - イ 育児・介護休業制度、育児・介護のための勤務時間短縮等の措置や時間外労働の免除等の制度の周知・指導等（厚労省）
 - ウ ファミリー・サポート・センター事業の拡充（厚労省）
- (3) 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進
 - ア 勤労者のボランティア活動への参加を支援するための情報提供等の環境整備事業（厚労省）
 - イ 家庭教育手帳・ノートを作成・配布や「子育て学習の全国展開事業」等を活用した家庭教育に関する学習機会の充実（文科省）

ウ 父親の家庭教育参加の支援・促進（文科省）

エ 学校の校庭や教室等に安全・安心して活動できる子どもの居場所を設け、地域の大人の協力を得て、様々な体験活動や地域住民との交流活動を実施（文科省、厚労省）

オ 労働時間の短縮等就業条件の整備（厚労省）

政策効果の発現状況（各項目文末（ ）内の記号は前述の各政策に対応。）

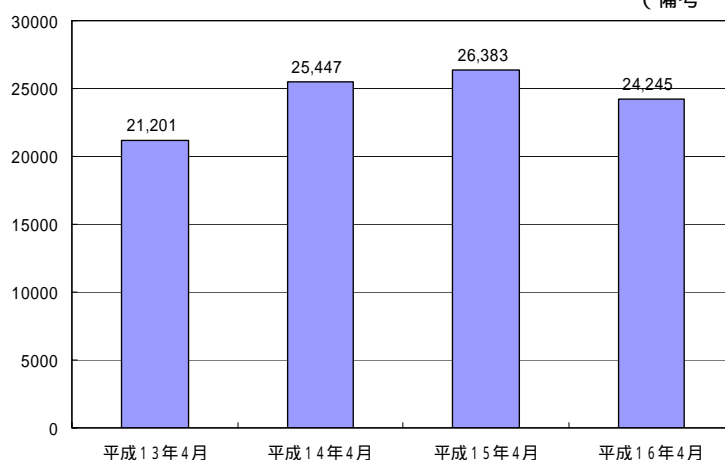
（１）多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

● 待機児童数の推移（ア）

（単位：人）

	13年4月	14年4月	15年4月	16年4月
待機児童数	21,201	25,447	26,383	24,245
対前年同月比		4,246	936	2,138

（備考 17年4月23,338、907）



資料出所：厚生労働省調べ

● 都道府県別保育所待機児童数（主なもの）（ア）

1,000人以上の都府県	
埼玉県	1,628人
東京都	5,223人
神奈川県	3,078人
大阪府	3,430人
兵庫県	1,278人
沖縄県	2,246人

0人の県	
富山県	0人
石川県	0人
福井県	0人
山梨県	0人
長野県	0人
岐阜県	0人
宮崎県	0人

注：平成16年4月1日現在

資料出所：厚生労働省調べ

● 保育所の定員・利用児童数等の状況（イ）

	保育所数 (ヶ所)	定員 (人)	利用児童数 (人)	定員充足率 (%)
13年	22,214	1,936,881	1,828,225	94.4
14年	22,268	1,957,504	1,879,568	96.0
15年	22,354	1,991,145	1,920,599	96.5
16年	22,490	2,028,045	1,966,929	97.0

注：各年4月1日現在、なお、16、17年の数値は概数である。

資料出所：厚生労働省「社会福祉行政業務報告」 (備考 17年 22,570、2,052,729、1,993,684、97.1)

● 低年齢時保育受け入れ枠の拡大（イ）

12年	13年	14年	15年
59.3万人	62.4万人	64.6万人	67.1万人

資料出所：厚生労働省調べ

● 延長保育実施の拡大（イ）

12年	13年	14年	15年	16年
8,052ヶ所	9,431ヶ所	10,600ヶ所	11,702ヶ所	13,086ヶ所

資料出所：厚生労働省調べ

● 預かり保育実施幼稚園数（ウ）

12年	13年	14年	15年	16年
6,860園	7,761園	8,473園	8,985園	9,419園

資料出所：文部科学省調べ

● 放課後児童クラブの整備（エ）

12年	13年	14年	15年	16年
10,994カ所	11,803カ所	12,728カ所	13,698カ所	14,457カ所

資料出所：厚生労働省調べ

● 「地域子ども教育推進事業」の実施箇所数（エ）

16年
5,364カ所

資料出所：文部科学省調べ

● つどいの広場事業（オ）

14年	15年	16年
28カ所	76カ所	154カ所

資料出所：厚生労働省調べ

● 公共交通機関のバリアフリー化の推進（キ）

	12年	13年	14年	15年
段差解消	29%	33%	39%	44%
視覚障害者誘導用 ブロックの敷設	57%	64%	72%	74%

注：1日の平均利用者数5000人以上の旅客施設を対象

資料出所：国土交通省調べ

（2）仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備

● 育児休業制度を就業規則等に規定した事業所の割合は、平成14年度で61.4%。（イ）

資料出所：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成14年度）

● 育児休業取得率（イ）

	11年度	14年度	15年度	16年度
男性	0.42%	0.33%	0.44%	0.56%
女性	56.4%	64.0%	73.1%	70.6%

資料出所：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」

● ファミリー・サポート・センターの数（ウ）

12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
116ヶ所	193ヶ所	262ヶ所	301ヶ所	344ヶ所

資料出所：厚生労働省調べ

（3）家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進

● ボランティアセンターにおいて把握しているボランティア数（ア）

12年	13年	14年	15年
7,120,950人	7,219,147人	7,396,617人	7,791,612人

資料出所：全国社会福祉協議会「都道府県・指定都市社会福祉協議会ボランティアセンター関係調査」

● 就学時健診等の機会を活用した子育て講座の実施数（イ）

13年度	14年度	15年度	16年度
12,759	15,306	17,190	18,976

資料出所：文部科学省調べ

● 「地域子ども教室推進事業」の実施箇所数（再掲）（エ）

16年
5,364カ所

資料出所：文部科学省調べ

● 年間総実労働時間の推移（（3）全体）

12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
1,854時間	1,843時間	1,841時間	1,853時間	1,834時間

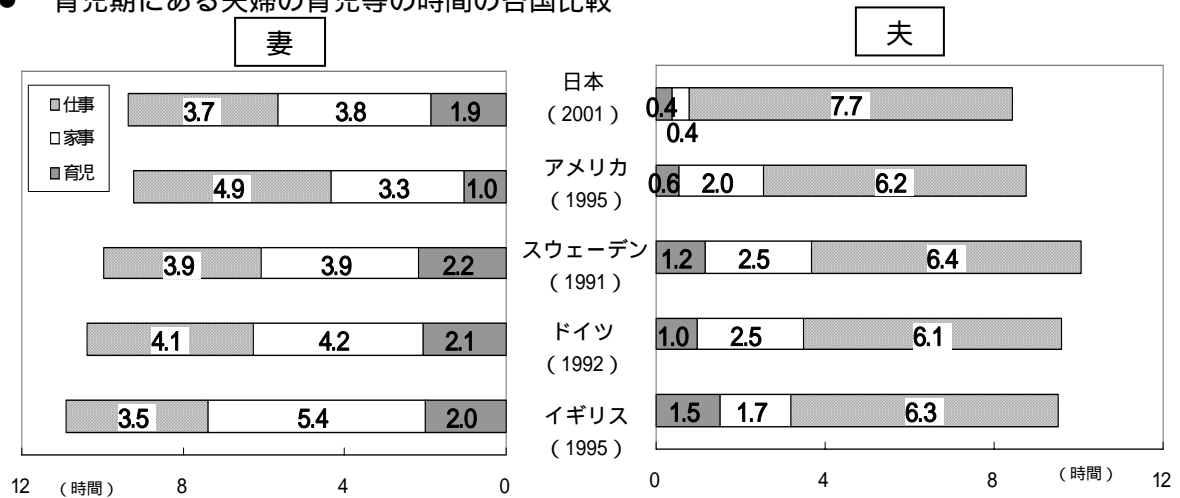
注：調査産業計、事業所規模30人以上

資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- 30歳台の男性では、週労働時間が50時間以上の方が63.4%を占める。((3)全体)

資料出所：(財) 連合総合生活開発研究所「働き方の多様化と労働時間等の実態に関する調査」(平成14年)

- 育児期にある夫婦の育児等の時間の各国比較



注：5歳未満（日本は6歳未満）の子どものいる夫婦の育児、家事労働及び稼得労働時間。

妻はフルタイム就業者（日本は有業者）の値、夫は全体の平均値。

「家事」は日本以外については「Employment Outlook」(2001年)における「その他の無償労働」。

日本については「社会生活基本調査」における「家事」、「介護・看護」及び「買い物」の合計の値であり、日本以外の「仕事」は「Employment Outlook」(2001年)における稼得労働の値。

資料出所：OECD「Employment Outlook」(2001年)、総務省「社会生活基本調査」(平成13年)より作成。

政策に対する評価 (各項目文末()内の記号は前述 の各政策に対応。)

- 保育所の定員の増加や利用児童数の増加等(前述 (1)「保育所の定員・利用児童数等の状況」より)に見られるように保育サービスの充実が進んでおり、一定の成果が見られる。一方、待機児童数は平成16年4月時点では前年同月比で約2千人減少となっているが、水準としては約2万4千人と依然多く(同 (1)「待機児童数の推移」より)、このため、「待機児童ゼロ作戦」、多様な保育サービス、放課後児童対策のより一層の充実等を図っていく必要がある。((1)全体)
- すべての子育て家庭を対象とした支援策のうち、つどいの広場事業や地域子育て支援センター事業については、計画の後半期にスタートした施策でもあることから、全都道府県への普及には至っていないが、着実な件数の増加や活動の広がりを見せており、今後も、「少子化社会対策大綱」(平成16年6月)及び「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月)に沿って、同事業を中心に、すべての子育て家庭の支援に努める必要がある。((1)全体)
- 仕事と育児・介護について見た場合、男性の育児休業取得率は低い水準で推移している(同(2)の「育児休業取得率」より)。これは企業の中で男女を問わず育児休業を取得しやすい環境が整備されていないことに加え、男性が育児休業を取ることに對する理解が広まっていないことなどが原因と考えられる。このため、職場の意識改革等の取組を推進し、男性の子育て参加を促進する必要がある。((2)全体)
- 上記に関連して、子育て世代の男性の労働時間短縮が進んでいないことにも留意すべきである。((3)全体)
- 男性の家事・育児時間も短い状況にあり、実質的に男性の職業生活と家庭・地域生活の両

立は進んでいない。((3) 全体)

したがって、今後の課題としては、労働時間等の設定の改善を図るなど、男女ともに両立が可能となる働き方を実現させると同時に、多様な働き方に対応した保育サービスの充実、さらには専業主婦を含めたすべての子育て家庭への支援にも引き続き取り組んでいく必要がある。

分野6：高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

目的

年齢や障害の有無にかかわらず、男女が生き生きと安心して暮らせる社会を目指す。

目標

- (1) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築
- (2) 高齢期の所得保障
- (3) 高齢者の社会参画の促進
- (4) 障害のある者への配慮の重視
- (5) 高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備

分野別予算額推移(単位 百万円)

平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
7,170,910	7,448,912	1,790,113 (6,129,286) 《 0 》	1,994,788 (6,273,396) 《 0 》

(注1) 一般会計は括弧なし、特別会計は()、財政投融资は《 》で記載。

(注2) 14年度以前は集計方法が異なる。

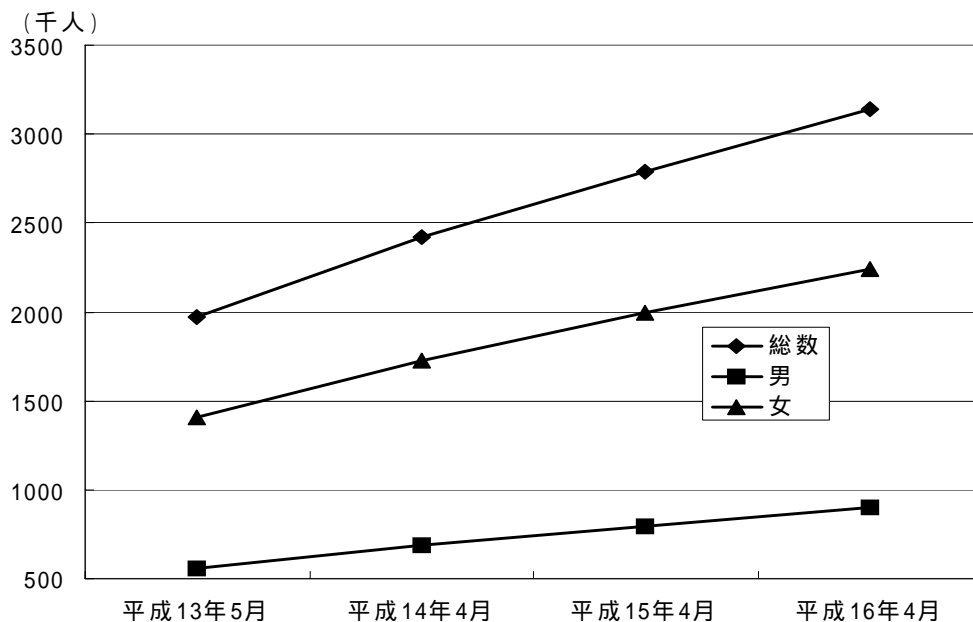
具体的施策例 (各項目文末()内は施策担当省庁等。)

- (1) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築
介護保険制度の実施(厚労省)
- (2) 高齢期の所得保障
公的年金制度の安定的な運営(厚労省)
- (3) 高齢者の社会参画の促進
65歳までの雇用機会の確保及び高齢者の多様な就業・社会参加の促進(厚労省)
- (4) 障害のある者への配慮の重視
障害者基本計画に沿って、重点施策実施5か年計画に基づき、総合的施策を実施
- (5) 高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備
 - ア 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)等に基づき、住宅・建築物、公共交通機関、公共施設のバリアフリー化を推進
 - イ 「本格的な高齢社会への移行に向けた総合的な高齢者交通安全対策について」、「バリアフリー化推進要綱」等に沿って、道路交通環境の整備等の施策を推進

政策効果の発現状況（各項目文末（ ）内の記号は前述 の各政策に対応。）

（ 1 ） 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築

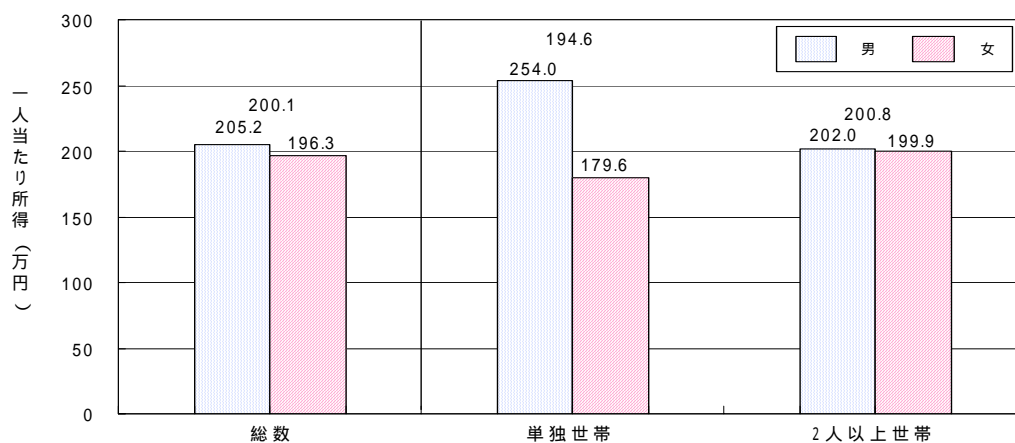
● 介護保険サービスの利用状況（介護サービス受給者数）



資料出所：厚生労働省「介護給付費実態調査月報」より内閣府作成

（ 2 ） 高齢期の所得保障

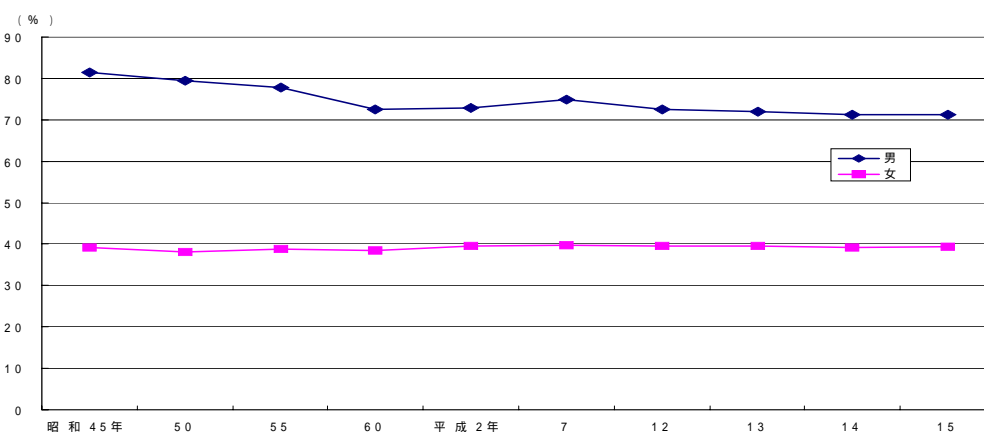
● 高齢者の性・世帯の家族類型別一人当たり所得（平成12（2000）年の所得）



注：平成14～15年度厚生労働科学研究（政策科学推進研究）「医療負担のあり方が医療需要と健康・福祉の水準に及ぼす影響に関する研究」における「国民生活基礎調査」個票の再集計結果
資料出所：内閣府「高齢社会白書」（平成16年版）

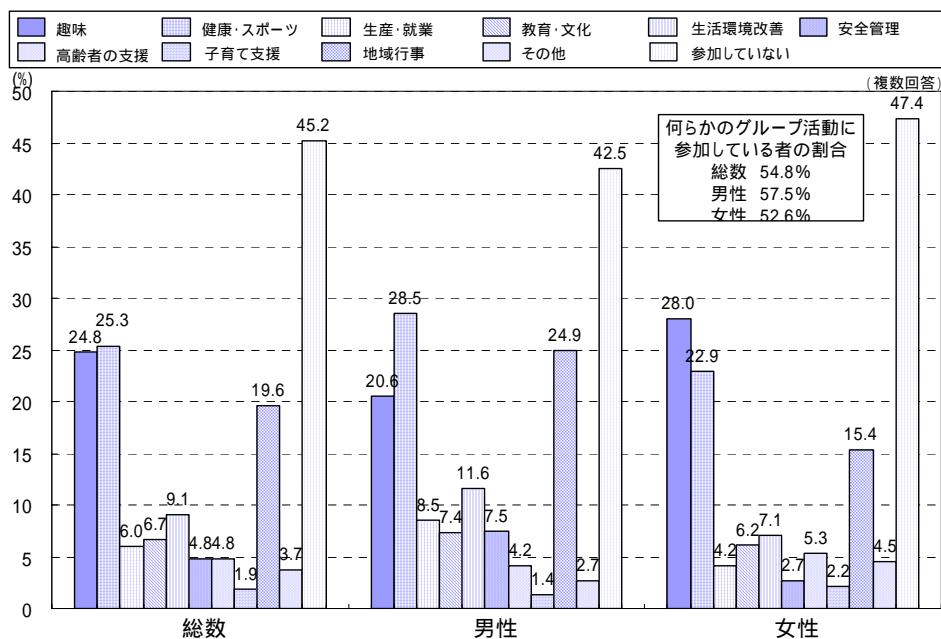
(3) 高齢者の社会参画の促進

● 60 - 64 歳の男女別労働力比率の推移



資料出所：内閣府「男女共同参画白書」より作成

● 高齢者のグループ活動への参加状況



注：全国 60 歳以上の男女を対象とした調査結果

資料出所：内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」(平成 15 年)

(4) 障害のある者への配慮の重視

● 障害者の各種居宅生活支援及び施設訓練等支援に充てられている経費

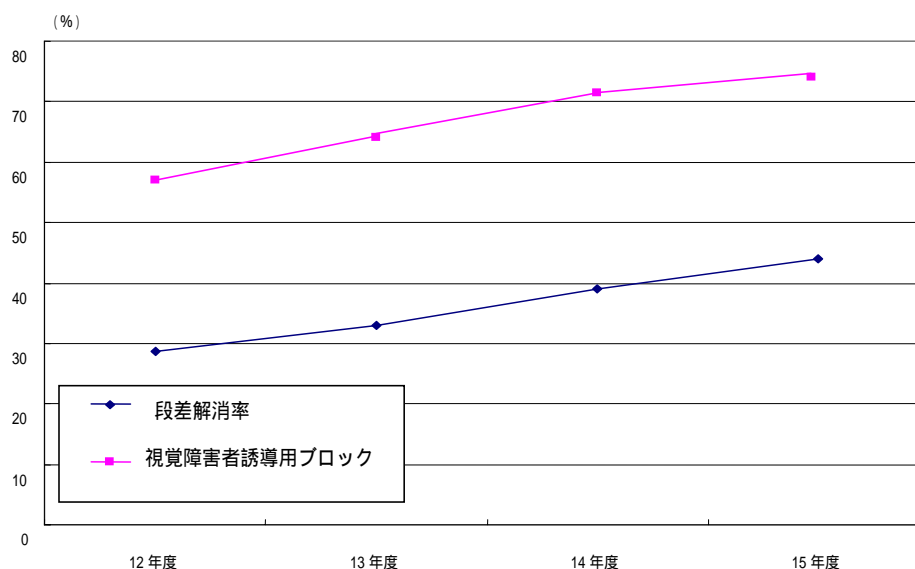
	15 年度	16 年度
居宅生活支援費	516 億円	602 億円
施設訓練等支援費	2697 億円	2871 億円

資料出所：厚生労働省所管予算案関係資料より内閣府作成

(備考 17 年度 居宅生活支援費 930 億円、施設訓練等支援費 2902 億円)

(5) 高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備

● 公共交通機関のバリアフリー化推進状況((5) 全体)



注：1日の平均利用者数5,000人以上の旅客施設を対象

資料出所：国土交通省調べ

政策に対する評価 (各項目文末()内の記号は前述の各政策に対応。)

- 介護体制の構築については、男女共同参画社会の推進への効果を直接的に把握することは困難であるものの、介護保険制度をはじめ各種制度施策が着実に実施されている中で、高齢者の男女ともに安心して暮らせる体制の構築に資するものと期待できる。((1))
- 高齢者の所得については、所得保障に資する保険料水準固定・給付水準自動調整の仕組みを採用し、年金を支える力と給付のバランスを取ること等を内容とする国民年金法等の改正が行われ、公的年金制度の安定的な運営のための施策が着実に推進しているところである。ただし、男女間の所得について見ると、両者間では格差が見られる(前述 (2) 「高齢者の性・世帯の家族類型別一人当たり所得」)。このような男女差の実態を踏まえ、各種制度・施策の検討に当たって配慮する必要がある。((2))
- 今後はいわゆる団塊の世代が定年を迎えることを踏まえ、高齢者の社会参加に対する男女共同参画の視点に立った支援を促進する必要がある。特に高齢者が長年培った技能、経験等を活用し、高齢者が意欲と能力に応じて働き続けることができる社会を実現するための取組が必要である。(平成 16 年度には 65 歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は定年の定め廃止のいずれかの措置を講じなければならないこと等を内容とする「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正が行われている。)((3))
- 高齢者及び障害者のニーズへの対応に配慮しつつ、ハートビル法、交通バリアフリー法等の関係法律を適切に運用し、住宅及び公園の整備を含む高齢者及び障害者が自立しやすい社会基盤の整備を推進する必要がある。((4) (5))

分野7：女性に対するあらゆる暴力の根絶

目的

女性に対する暴力を根絶するため、社会的認識の徹底等女性に対する暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。

目標

- (1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり
- (2) 夫・パートナーからの暴力への対策の推進
- (3) 性犯罪への対策の推進
- (4) 売買春への対策の推進
- (5) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- (6) ストーカー行為等への対策の推進

分野別予算額推移(単位 百万円)

平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
5,274	4,869	3,871	3,792
		(0)	(0)
		《 0 》	《 0 》

(注1) 平成15年度より関係予算範囲の見直しを行い、一般会計(括弧なし)と特別会計(丸括弧)、財政投融资(二重括弧)に分類して集計している。

(注2) 平成16年度の関係予算額の概要は別添のとおり。

具体的施策例 (各項目文末()内は施策担当省庁等。)

- (1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり
 - ア 女性に対する暴力をなくす運動の実施、女性に対する暴力に関するシンポジウムの開催(毎年11月、内閣府及び関係省庁)
 - イ 人権週間(毎年12月)等の機会を通じて広報啓発活動を実施(法務省)
 - ウ 教育用コンテンツの活用・促進事業において、教育映画等審査を多様な分野において実施し、ドメスティック・バイオレンスに関する映画についても選定(文部科学省)
 - エ 第161回国会において成立した刑法等の一部を改正する法律(強姦罪等の法定刑を引き上げ、2人以上の者が現場において共同して強姦の罪を犯した場合等について、一般の強姦等の加重処罰規定を新設するなどするもの)の施行(平成17年1月)(法務省)
 - オ 青少年の非行問題に取り組む全国強調月間(毎年7月)及び全国青少年健全育成強調月間(毎年11月)において、青少年を取り巻く有害環境の浄化活動を推進(内閣府)
 - カ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(以下「出会い系サイト規制法」という。)の施行(平成15年)(警察庁)
 - キ 青少年を取り巻くメディア上の有害情報対策を推進するための地域における推進体制を整備し、情報活用能力等の育成及び啓発活動の推進を図るモデル事業を実施するとともに、全国的な啓発活動及び所要の調査研究等を実施(文部科学省)

(2) 夫・パートナーからの暴力への対策の推進

- ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「配偶者暴力防止法」という。)の施行(平成13年10月、同14年4月)(保護命令制度、配偶者暴力相談支援センター等の制度創設)(内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省)
- イ 改正配偶者暴力防止法の施行(平成16年12月)(保護命令の対象の拡大、被害者の自立支援の明確化等)(内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省)
- ウ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針の策定(平成16年12月)(内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省)

(3) 性犯罪への対策の推進

- ア 第161回国会において成立した刑法等の一部を改正する法律(強姦罪等の法定刑を引き上げ、2人以上の者が現場において共同して強姦の罪を犯した場合等について、一般の強姦等の加重処罰規定を新設するなどするもの)の施行(平成17年1月)(法務省)
- イ 性犯罪捜査の指揮、指導等に当たる性犯罪捜査指導官及びその下で補佐等に当たる性犯罪捜査指導係をすべての都道府県警察に設置し、女性警察官約110名を含む約280名を配置、性犯罪発生時に捜査活動等に従事する女性警察官等を性犯罪捜査員等として指定し、各都道府県警察において研修を随時実施(警察庁)
- ウ 指定された警察職員が事件直後から被害女性に付き添い、ニーズに応じた適切な支援活動を推進、すべての都道府県警察において、産婦人科医師会等とのネットワークの構築により、連携を推進(警察庁)
- エ 各地方検察庁に配置された被害者支援員が被害者である児童や保護者からの相談等に対応、被害児童が公判廷で証言する場合、検察はビデオリンク方式による証人尋問の措置等を求めるなど、児童の立場に配慮(法務省)

(4) 売買春への対策の推進

- ア 出会い系サイト規制法の施行(平成15年)(警察庁)
- イ 売春防止法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(以下「児童買春・児童ポルノ法」という。)に基づく取締りの推進(警察庁)
- ウ 各地方検察庁に配置された被害者支援員が被害者である児童や保護者からの相談等に対応、被害児童が公判廷で証言する場合、検察はビデオリンク方式による証人尋問の措置等を求めるなど、児童の立場に配慮(法務省)
- エ 人身取引対策に関する関係省庁連絡会議(議長:内閣官房副長官補)において人身取引対策行動計画を策定(平成16年)(内閣官房及び関係省庁)
- オ 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書に署名(平成14年)締結(平成17年)(外務省)
- カ 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書に署名(平成14年)(外務省)

(5) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

- ア 企業におけるセクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の配慮義務を徹底するため、パンフレットを配布し、企業への周知啓発を実施、防止対策自主点検表を作成、配布し企業の自主的な取組を促す。防止対策を講じていない企業に対しては指導を行い、女性労働者等

からの相談に適切に対応するためにセクシュアル・ハラスメントカウンセラーを設置。セクシュアル・ハラスメントを防止するための具体的ノウハウを提供する実践講習の事業を実施（厚生労働省）

- イ 教育等の場における対策として、国公私立大学・教育委員会等に対して取組を促し、国立学校等職員に対して防止についての研修を実施、平成16年に国立大学が法人化した国立大学法人等に対して防止について必要な情報提供を行うなど、引き続きセクシュアル・ハラスメントの防止等の周知徹底を行う。（文部科学省）

（6）ストーカー行為等への対策の推進

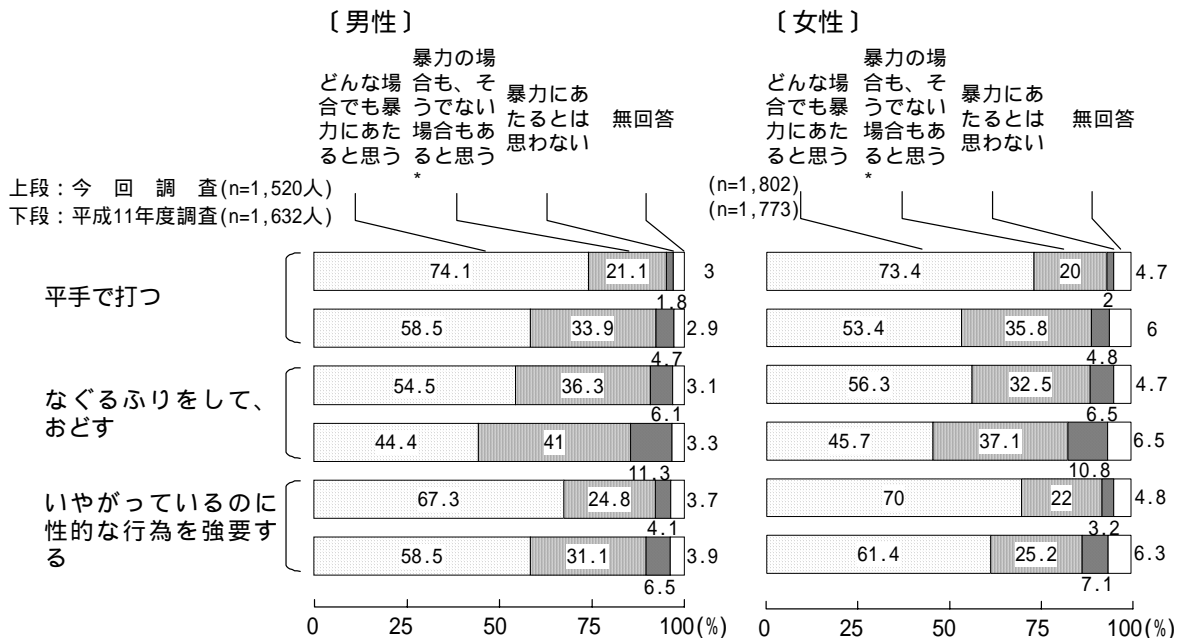
- ア 被害者からの相談、申出を受けて、警告等の行政措置、検挙措置及び被害者保護活動を的確に遂行するための体制の整備等ストーカー行為等へ厳正に対処（警察庁）
- イ 被害者からの申出に応じた自衛措置の教示等の援助、携帯用自動通報装置の整備等各種被害防止策の的確な実施による被害者の支援及び防犯対策を実施（警察庁）

政策効果の発現状況（各項目文末()内の記号は前述の各政策に対応。）

（1）女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり

配偶者等からの暴力に関する調査（平成15年、内閣府）（（1）全体）

夫婦間暴力と認識される行為 - 平成11年度調査との比較（男女別）



*暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う

(2) 夫・パートナーからの暴力への対策の推進

各都道府県における配偶者暴力相談支援センターの設置状況(内閣府)(ア)

	平成14年4月	平成15年4月	平成16年4月
婦人相談所	47	47	47
女性センター	12	13	14
福祉事務所	20	20	22
児童相談所	8	8	8
その他(支庁等)	0	15	15
合計	87	103	106

(備考 平成17年5月 婦人相談所47、女性センター16、福祉事務所34、児童相談所8、その他(支庁等)15、合計120)

配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数(内閣府)(ア)

	14年度	15年度	16年度
女性	35,797	43,054	49,107
男性	146	171	222
合計	35,943	43,225	49,329

配偶者からの暴力相談等の認知件数(警察庁)(ア)

平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
3,608	14,140	12,568	14,410

注1) 認知件数とは、配偶者からの暴力等の相談、援助要求、保護要求を受け、又は被害告訴状を受理し「配偶者からの暴力相談等対応票」を作成した件数をいう。

注2) 平成13年は、10月13日(法施行日)から12月31日までの間

婦人相談所及び婦人相談員の配偶者からの暴力被害者の相談件数(厚生労働省)(ア)

12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
9,176	13,071	17,611	19,102	20,119

婦人相談所におけるDV被害者の一時保護の状況(厚生労働省)(ア)

(単位:人)

12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
1,873	2,680	3,974	4,296	4,535

配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況等について（ア）

1 新受, 未済, 既済件数

	新受	未済	既済件数									却下	取下げ等
			認容(保護命令発令)						退去命令	却下	取下げ等		
			(1) 被害者に関する保護命令のみ発令された場合			(2) 「子への接近禁止命令」が発令された場合							
			退去命令と接近禁止命令の双方	接近禁止命令	退去命令	退去命令, 被害者への接近禁止命令と同時	被害者への接近禁止命令と同時	事後的な子への接近禁止命令					
平成13年総数	171	18	153	123	32	91	0				4	26	
平成14年総数	1426	46	1398	1128	326	798	4				64	206	
平成15年総数	1825	49	1822	1468	406	1058	4				81	273	
平成16年総数	2179	95	2133	1717	554	1098	5	17	38	5	75	341	
合計	5,601	95	5506	4436	1318	3045	13	17	38	5	224	846	

2 平均審理期間

認容された保護命令事件の平均審理期間 (平成13年10月～平成16年12月)	11.7日
---	-------

- * 以上の数値は、各裁判所からの報告に基づくものであり、概数である。
- * 未済件数は、各月末日現在、審理中の事案の件数である。
- * 「認容」には、一部認容の事案を含む。「却下」には、一部却下一部取下げの事案を含む。「取下げ等」には、移送、回付等の事案を含む。
- * 平成13年分は、同年10月13日施行以降の件数である。
- * 平成16年12月2日に改正DV防止法が施行され、「子への接近禁止命令」制度が新設された。「子への接近禁止命令」は、被害者への接近禁止命令と同時、又は、被害者への接近禁止命令が発令された後に発令されるものである。
- * (2)の は、被害者への接近禁止命令が既に発令されている場合（退去命令と同時に発令されている場合を含む。）に、被害者への接近禁止命令を前提として、事後的に子への接近禁止命令を発令した事案である。

(最高裁判所事務総局民事局提供の資料による。)

(3) 性犯罪への対策の推進

強姦、強制わいせつ及び公然わいせつ等の認知件数等(警察庁)((3)全体)

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
強姦	2,260	2,228	2,357	2,472	2,176
強制わいせつ	7,412	9,326	9,476	10,029	9,184
公然わいせつ()	1,547	1,766	2,030	2,370	2,380

ショーによるものを除く。

わいせつ事犯の検挙件数及び検挙人員等(警察庁)((3)全体)

		平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
検 挙 件 数	検 挙 件 数	1,889	1,966	2,070	2,171
	公然わいせつ(刑法第174条)	1,438	1,573	1,706	1,669
	わいせつ物頒布等(刑法第175条)	451	393	364	502
検 挙 人 員	検 挙 人 員	1,853	1,854	1,888	2,041
	公然わいせつ(刑法第174条)	1,261	1,371	1,456	1,451
	わいせつ物頒布等(刑法第175条)	592	483	432	590
わいせつ物押収点数(単位千点)	わいせつ物押収点数(単位千点)	342	297	557	806
	ビデオテープ	289	236	348	270
	CD、DVD等	33	43	167	495
	その他	20	18	43	41

児童に淫行をさせる行為検挙件数（児童福祉法第34条第1項第6号違反）（警察庁）（イ）

平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
327	415	501	475	542

（４）売買春への対策の推進

売春防止法違反の検挙状況（警察庁）（イ）

12年		13年		14年		15年		16年	
件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
2,947	1,225	2,840	1,177	2,901	1,200	2,411	1,144	2,011	1,012

出会い系サイトに関係した事件の検挙件数（警察庁）（ア）

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
児童買春・ポルノ法違反	41	387	813	810	768
青少年保護育成条例違反	20	221	435	448	377
重要犯罪（殺人・強盗・強姦等）	15	73	100	137	95
粗暴犯（暴行・傷害・脅迫・恐喝）	7	66	128	108	58
その他	21	141	255	240	284
計	104	888	1,731	1,743	1,582

（５）セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

都道府県労働局雇用均等室における是正指導件数（厚生労働省）（ア）

12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
5,239	5,798	4,975	5,190	4,628

都道府県労働局雇用均等室に寄せられた職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数（厚生労働省）（ア）

年 度	件 数	うち女性労働者等
平成12年度	8,614	5,883
平成13年度	7,633	5,925
平成14年度	7,682	5,924
平成15年度	7,403	5,924
平成16年度	7,706	6,291

国立学校の教職員・セクシュアル・ハラスメントに係る懲戒処分等の状況の推移(文部科学省)(ウ)

(単位:人)

年	懲戒処分					訓告以下				総計
	免職	停職	減給	戒告	小計	訓告	文書 嚴重注意	口頭 嚴重注意	小計	
平成12年	2	5	3	1	11	-	-	-	-	-
平成13年	1	5	4	5	15	9	4	4	17	32
平成14年	1	9	6	1	17	6	2	2	10	27
平成15年	1	9	4	1	15	12	2	3	17	32
平成16年*	2	4	7	1	14	4	1	0	5	19

*平成16年3月末までの数値(平成16年4月に国立大学法人等へ移行したため)

公立学校の教職員・わいせつ行為等に係る懲戒処分等の状況の推移(文部科学省)(ウ)

年度	懲戒処分					訓告等	諭旨免職	総計
	免職	停職	減給	戒告	小計			
平成13年度	53	31	10(4)	6(10)	100(14)	11(79)	11	122(93)
平成14年度	97	39	8(6)	4(29)	148(35)	18(130)	9	175(165)
平成15年度	107	40	4(8)	4(21)	155(29)	22(115)	19	196(144)
平成16年度	95	30	9(6)	5(28)	139(34)	16(122)	11	166(156)

注1) 公立学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校。

注2) ()内は、監督者責任により懲戒処分等を受けた者の数で外数。

(6) ストーカー行為等への対策の推進

ストーカー事案に関する認知件数(警察庁)((6)全体)

12年	13年	14年	15年	16年	累計
2,280	14,662	12,024	11,923	13,403	54,292

注1) 平成12年は、11月24日(法施行日)から12月31日までの間

注2) ストーカー事案認知原票は、「ストーカー規制法に抵触する事案のほか、刑罰法令に抵触すると抵触しないとを問わず、執拗なつきまといや無言電話による嫌がらせの行為のともなう事案を認知した場合」に作成し、同一の被害者と行為者間の行為であれば、複数回相談を受けたときにおいても1件として計上している。

ストーカー行為等の規制等に関する法律(以下「ストーカー規制法」という。)の適用状況(警察庁)(ア)

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
警告	117	871	965	1,169	1,221
禁止命令	2	36	32	24	24
援助	80	719	677	856	1,356
検挙	22	142	178	192	206
ストーカー行為罪	22	131	170	185	200
禁止命令違反	0	11	8	7	6

警察本部長等の援助の実施状況（警察庁）(イ)

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
被害防止措置の教示 (法第7条第1項)	38	348	410	743	805
被害防止交渉に必要な事項の連絡 (規則9条1号)	7	99	54	78	83
行為者の氏名及び連絡先の教示 (規則9条2号)	1	45	39	50	52
被害防止交渉に関する助言 (規則9条3号)	20	124	106	129	173
民間組織の紹介 (規則9条4号)	2	16	10	18	18
警察施設の利用 (規則9条5号)	18	137	110	111	127
物品の教示又は貸出し (規則9条6号)	41	370	415	510	508
警告を実施した旨の書面の交付 (規則9条7号)	5	41	21	12	42
その他被害防止のための援助 (規則9条8号)	16	104	127	69	397

注1) 法とは、ストーカー規制法、規則とは、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則(平成12年国家公安委員会規則第18号)をいう。

注2) 平成12年は、11月24日(法施行日)から12月31日までの間

その他の対応（警察庁）((6)全体)

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
被害者への防犯指導	1,262	7,668	6,233	6,770	8,077
行為者への指導警告	313	2,416	2,286	2,313	3,155
パトロール	204	1,061	918	1,009	1,617
他機関等への引継ぎ	47	256	128	45	77
その他	-	-	-	763	852

注1) 平成12年は、11月24日(法施行日)から12月31日までの間

注2) 「その他」は平成15年から計上し、保護、入院措置、住民基本台帳の閲覧制限依頼等を計上している。

政策に対する評価（各項目文末()内の記号は前述の各政策に対応。）

女性に対する暴力について意識の向上が見られる中(前述 (1)「配偶者等からの暴力に関する調査」より)、基盤づくりの施策については、女性に対する暴力をなくす運動をはじめとする各種広報啓発活動の実施や強姦罪の法定刑の引上げ等を内容とする刑法改正(平成17年1月施行)等、着実に推進されている。((1)全体)

夫・パートナーからの暴力対策については、配偶者暴力防止法の制定、改正及びこれに基づく基本方針の策定等をはじめ、各都道府県における配偶者暴力相談支援センター設置数の増加

等にも見られるように(前述 (2)「各都道府県における配偶者暴力相談支援センターの設置状況」より)、着実に推進されている。このことは相談件数の増加や配偶者からの暴力の被害者の一時保護の増加(同(2)の「婦人相談所におけるDV被害者の一時保護の状況」より)等につながっているものと考えられ、効果的なものとなっていると判断できる。((2)全体)

性犯罪への対策については、平成16年の刑法改正、性犯罪捜査指導官の設置、性犯罪捜査員への女性警察官の登用等にも見られるように(前述 (3)ア、イより)、性犯罪への厳正な対処や被害者への配慮の面で、一定の進展がみられる。((3)全体)

売買春への対策については、売春防止法、児童買春・児童ポルノ法に基づく取締り等を推進しており、特に人身取引については、人身取引対策行動計画を策定する(平成16年12月)など、着実に推進されている。((4)全体)

セクシュアル・ハラスメント防止対策については、企業におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するための具体的なノウハウを提供する実践講習の事業の実施や、国立学校等職員に対する防止についての研修の実施(前述 (5)ア、ウより)等、雇用や教育等の場において、一定の進展が見られる。((5)全体)

ストーカー行為等への対策については、ストーカー規制法の適用件数や警察本部長等の援助件数の増加等にも見られるように(前述 (6)「ストーカー行為等の規制等に関する法律の適用状況」「警察本部長等の援助の実施状況」より)、厳正な対処、被害者の支援及び防犯対策の面で、一定の進展が見られる。((6)全体)

以上の政策効果を見ると、本分野の取組は、法整備をはじめ総合的な取組を進めるための基本的な方針や行動計画の策定等着実な進展が見られる。しかしながら、その効果が認められたとはいえ、配偶者からの暴力に関する相談件数の増加等からもわかるように、依然として女性に対する暴力は数多くみられ、また潜在化しているおそれもあることから、今後もその根絶をめざした取締り、被害者に対する保護や支援等の各施策を引き続き推進していく必要がある。

分野8：生涯を通じた女性の健康支援

目的

女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策の推進を図る。

目標

- (1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透
- (2) 生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進
- (3) 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進

分野別予算額推移（単位 百万円）

平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
24,656	30,709	10,360	12,268
		(18,563)	(23,392)
		《2,658》	《162》

(注1) 平成15年度より関係予算範囲の見直しを行い、一般会計（括弧なし）と特別会計（丸括弧）、財政投融资（二重括弧）に分類して集計している。

(注2) 平成16年度の関係予算額の概要は別添のとおり。

具体的施策例（各項目文末()内は施策担当省庁等。）

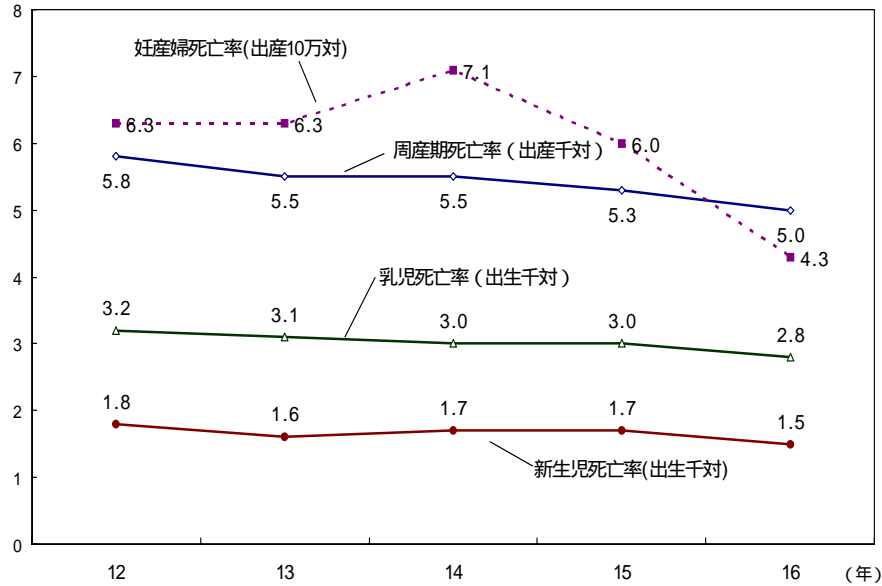
- (1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透
 - ア 母子保健の主要な取組の方向性を提示するとともに、重点的に取り組む目標値を設定する国民運動計画「健やか親子21」（計画期間13～22年）を推進する（厚労省）
 - イ 学校における性教育の充実（文科省）
 - ウ 性に関する学習機会の充実（文科省）
- (2) 生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進
 - ア 保健師等による女性を対象とした健康教室、講演会の開催（厚労省）
 - イ 保健医療施設等における女性の健康に関する相談指導の実施、相談員の設置、研修の実施（厚労省）
 - ウ 医師等が不妊に関する相談等を行う不妊専門相談センター及び高リスクの妊産婦や新生児に適切な医療を提供するための周産期医療ネットワークの整備（厚労省）
 - エ 学校における健康教育及び教員等を対象とした研修会の実施（文科省）
- (3) 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進
 - ア 「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」を策定し、HIV/エイズに関する正しい知識の普及啓発活動、保健所における無料・匿名検査等の総合的なHIV/エイズ対策を推進（厚労省）
 - イ 「性感染症に関する特定感染症予防指針」を策定し、性感染症に関する正しい知識の普及、保健所における検査の国庫補助等の総合的な予防施策を推進（厚労省）
 - ウ 「薬物乱用防止新五か年戦略」に基づき、取締りの強化、青少年に対する啓発活動の充実、再乱用防止の推進等の各種薬物対策の実施（警察庁、厚労省）
 - エ 学校におけるHIV/エイズ、性感染症、薬物乱用防止に関する教育の推進（文科省）

政策効果の発現状況（各項目文末()内の記号は前述の各政策に対応。）

(注)上記(1)についての数値的指標はない。

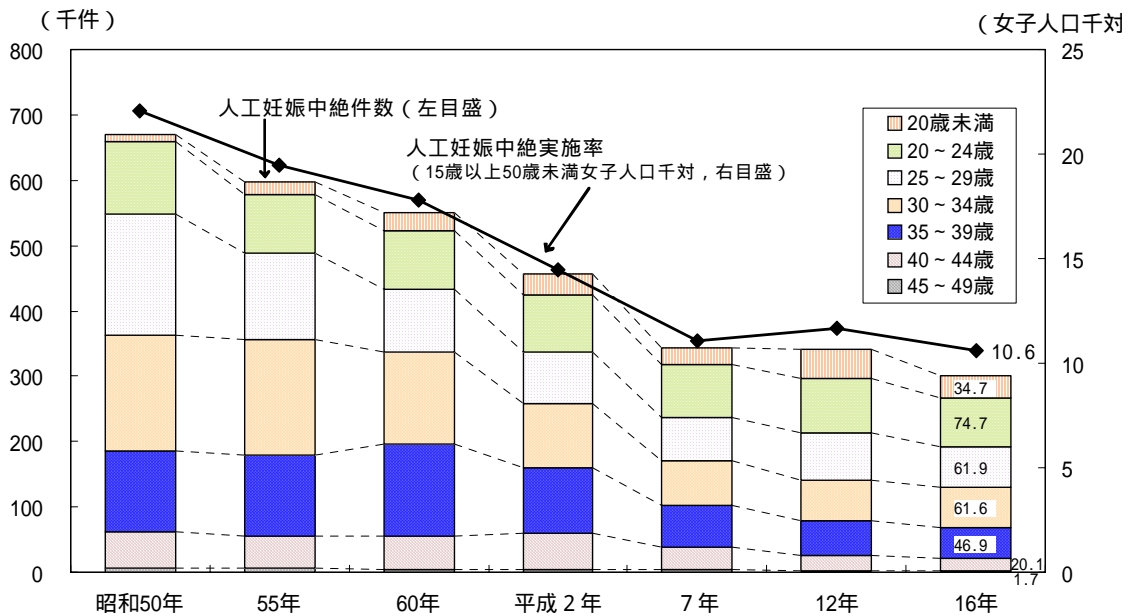
(2) 生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進

● 母子関係指標の推移((2)全体)



資料出所：厚生労働省「人口動態統計」より内閣府作成

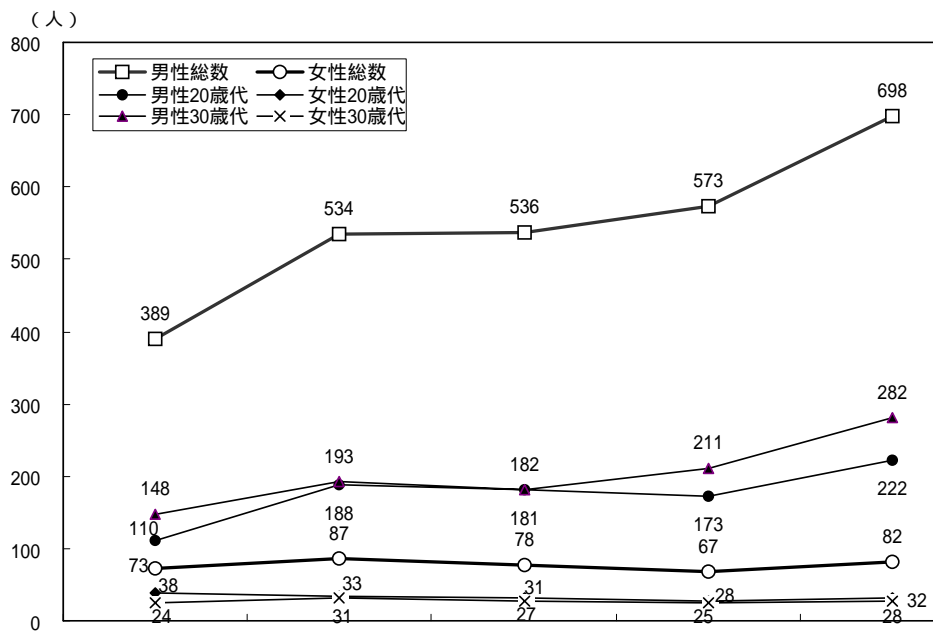
● 年齢階級別にみた人工妊娠中絶の推移((2)全体)



資料出所：平成12年までは厚生労働省「母体保護統計」、15年度は「衛生行政報告例」より内閣府作成

(3) 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進

● HIV感染者の性別、年代別推移 ((3) ア)



注：各年の新規 HIV 感染者報告数
資料出所：厚生労働省資料より内閣府作成

● 薬物事犯の検挙件数の年代別推移 ((3) ウ)

	12年	13年	14年	15年	16年
検挙件数 (件)	28,662	28,053	26,953	24,384	22,395
	(421)	(380)	(472)	(441)	(429)

注：警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁の統計資料の合計 (丸括弧内は麻薬取締職員による実績で内数。)

● 薬物事犯の検挙人員の推移 ((3) ウ)

	12年	13年	14年	15年	16年
検挙人数 (人)	20,701	19,955	19,219	17,555	15,412

資料出所：厚生労働省調べ

政策に対する評価 (各項目文末 () 内の記号は前述 の各政策に対応。)

- 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進、妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援、小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備、子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減の4つを主要課題と設定する「健やか親子 21」においては、全国大会やシンポジウムの開催、広報啓発活動等の実施により推進が図られている。「健やか親子 21」は、現在「「健やか親子 21」推進検討会」において中間評価の作業が行われているところであり、同評価を踏まえ引き続き施策を推進していく必要がある ((1) ア)。
- 児童生徒が、健康の大切さを認識し、自己の健康を管理する資質、能力の基礎を培い、実践力を育成するため、学校における健康教育及び教員等を対象とした研修会を実施しているほか、学校においてエイズ教育(性教育)推進地域の指定、性教育の取組についての調査研究の実施により学校における性教育の充実が図られている。しかしながら、若年層の望まない妊娠

をさらに減少させるための対応が必要であり、学校において心のつながりも重視し、発達段階に応じた適切な性教育を実施していくとともに、家庭や地域においても性と生殖に関する健康の重要性について教えることができるよう家庭教育を含めた社会教育を支援する学習機会を充実することが求められる。((1イ、(2)エ)

- 男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制は、前述 の具体的な政策(2)のように確実に施策の実施を行っている。引き続きこれらの施策を実施するとともに、性差に応じた的確な医療を受けられることが必要であり、医師、医療関係者及び国民に性差医療についての知識普及を図り、性差医療を推進していく必要がある。((2)全体)
- 母子保健関係の指標については、先進国の中でも新生児死亡率が低水準のまま概ね横ばいで推移する等(前述 (2)各グラフより)、現在の政策の有効性を示す一定の成果が見られる。((2)全体)
- 前述 (2)ウの不妊に関する相談等の充実のように、子どもを持ちたいにもかかわらず不妊で悩む男女(不妊治療については、現在、約 46 万 7 千人が受けているものと推計される(平成 14 年度厚生労働科学研究「生殖補助医療技術に対する国民の意識に関する研究」より)が、安心して相談できるような体制を整えるだけでなく、個人の意識をより一層啓発し、正しい知識を広めるため、生殖補助医療等に関する正確な情報の提供や、働きながら不妊治療を受ける場合に仕事と両立しやすいよう環境整備を図る必要がある。((2)ウ)
- HIV感染者は男女とも若年の感染者が多い(同 (3)より)ため、正しい理解・知識のための積極的な啓発活動を行うことが、引き続き重要であり、かつ効果的と考えられる。同時に、医療・検査・相談体制の充実、研究開発の推進等、総合的な対策を推進する必要がある。((3)ア、イ、エ)
- 薬物については、当然のことながら、引き続きその乱用防止の徹底を図る必要がある。また、喫煙、飲酒については、その健康被害に関する正確な情報の提供を行う必要がある。特に女性については、喫煙や飲酒が胎児や生殖機能に影響を及ぼすこと等、引き続き十分な情報提供を行う必要がある。また、未成年者の喫煙、飲酒については、効果的な方法として、家庭、学校、地域が一体となってその予防に努めるなどの取組が求められており、これまでの施策をより一層充実したものとする必要があり。((3)ウ)

分野9：メディアにおける女性の人権の尊重

目的

メディアにおける女性の人権の尊重を確保する。

目標

- (1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等
- (2) 国の行政機関の策定する広報・出版物等における性にとらわれない表現の促進

分野別予算額推移（単位 百万円）

平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
30	30	30	93
		(0)	(0)
		《 0 》	《 0 》

(注1) 平成15年度より関係予算範囲の見直しを行い、一般会計（括弧なし）と特別会計（丸括弧）、財政投融资（二重括弧）に分類して集計している。

(注2) 平成16年度の関係予算額の概要は別添のとおり。

具体的施策例（各項目文末()内は施策担当省庁等。）

- (1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等
 - ア 男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)において、日本ケーブルテレビ連盟、日本広告業協会、日本雑誌協会、日本書籍出版協会、日本新聞協会、日本放送協会、日本民間放送連盟と情報・意見交換等の連携（内閣府）
 - イ (社)日本PTA全国協議会が実施しているテレビ番組のモニタリング調査を支援（文科省）
 - ウ 青少年を取り巻く有害環境対策に資するため、海外の先進的な取組についての実地調査を実施（文科省）
 - エ 青少年を取り巻く有害環境対策を推進する観点から、地域における推進体制を整備し、情報活用能力等の育成及び啓発活動の推進を図るモデル事業を実施（文科省）
 - オ 青少年保護育成条例により青少年への販売等が規制されている有害図書類について、関係機関・団体、地域住民等と協力して関係業界の自主的措置を図るとともに、個別の業者に対する指導の徹底や悪質な業者に対する取締りを強化（警察庁）
 - カ 利用者がインターネットのサイトの安全性を容易に判断できる環境を創出するコンテンツ安心マーク（仮称）制度の創設に向けた調査研究を実施（総務省）
 - キ 携帯電話等を通じる有害コンテンツから児童を保護するための選択的遮断機能に関する技術（モバイルフィルタリング技術）の開発・実現に向けての検討（総務省）
 - ク 初等中等教育分野における情報教育の推進のため、小・中・高等学校の各学校段階を通じてコンピュータやインターネットを積極的に活用（文科省）
 - ケ 社会教育分野における情報教育の推進のため、「地域NPOとの連携による地域学習活動活性化事業」等を実施（文科省）
 - コ 放送分野におけるメディア・リテラシー（メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力）の育成に資する教材を広く公開することにより、メディア・リテラシーの向上を支援（総務省）

(2) 国の行政機関の策定する広報・出版物等における性にとらわれない表現の促進

「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」を策定し、中央省庁、地方公共団体、立法機関、司法機関、民間団体等に配布（内閣府）

政策効果の発現状況（各項目文末（ ）内の記号は前述 の各政策に対応。）

(1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

● 新聞社における女性の割合（ア）（％）

	12年	13年	14年	15年	16年
全従業員に占める女性の割合	9.9	10.0	10.4	10.8	11.0
記者総数に占める女性の割合	10.2	10.6	11.4	11.5	11.7

資料出所：（社）日本新聞協会資料より内閣府作成

● 民間放送における女性の割合（ア）（％）

	12年	13年	14年	15年	16年
全従業員に占める女性の割合	20.7	20.9	20.8	20.5	20.7
全役付従業員に占める女性の割合	6.8	7.7	7.9	7.9	8.5

資料出所：（社）日本民間放送連盟資料より内閣府作成

● 日本放送協会（NHK）における女性の割合（ア）（％）

	12年	13年	14年	15年	16年
大卒採用総数に占める女性の割合	20.3	19.9	27.0	26.0	27.2
全従業員に占める女性の割合	9.1	9.5	10.0	10.5	10.7
全管理職・専門職に占める女性の割合	2.4	2.6	2.7	2.9	2.9

資料出所：日本放送協会資料より内閣府作成

(2) 国の行政機関の策定する広報・出版物等における性にとらわれない表現の促進

都道府県・政令指定都市においても、平成 15 年 3 月現在 24 団体が公的広報の表現が性別による固定観念にとらわれていないか確認するための手引きやガイドラインを策定しており、固定的な性別役割分担など性別に基づく固定観念にとらわれない表現の促進について浸透・周知が図られている。（（ 2 ）全体）

政策に対する評価（各項目文末()内の記号は前述の各政策に対応。）

- メディアによってもたらされる情報が社会に与える影響が大きいにもかかわらず、他の分野と同様にメディアの方針決定の場への女性の登用が進んでいない(前述 (1)の「民間放送における女性の割合」及び「日本放送協会（NHK）における女性の割合」より)。メディアの男女共同参画社会の形成における重要な役割に鑑み、メディアにおける方針決定過程への女性の参画が促進されるよう、メディアの自主的取組を促す必要がある。((1)ア)
- メディアにおいて女性の人権を尊重した表現を行う等の自主的取組は進んでいるものの、十分とはいえない。女性の人権を尊重した表現を行うよう一層の取組を支援する必要がある。((1)全体)
- 今後も情報化の進展が見込まれることからメディア・リテラシーの向上により、情報の受け手が積極的に意見を述べる必要がある。((1)全体)
- 携帯電話、インターネット等の情報通信技術の高度化に対応し、有害情報に関する対策の強化が必要。((1)全体)
- 公的広報の表現が性別による固定観念にとらわれていないか確認するための手引やガイドラインが策定されているが、十分に周知されていない。引き続き国の行政機関、地方公共団体、民間のメディア等に対する周知と普及を図るとともに、必要に応じて「公的広報の手引き」の改定について検討が必要。((2)全体)

分野 10：男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

目的

男女平等を推進する教育・学習の充実、多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実を図る。

目標

- (1) 男女平等を推進する教育・学習
- (2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

分野別予算額推移（単位 百万円）

平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
68,764	88,683	100,122	123,551
		(1,267)	(935)
		《 0 》	《 0 》

(注1) 平成15年度より関係予算範囲の見直しを行い、一般会計(括弧なし)と特別会計(丸括弧)、財政投融资(二重括弧)に分類して集計している。

(注2) 平成16年度の関係予算額の概要は別添のとおり。

具体的施策例（各項目文末()内は施策担当省庁等。）

(1) 男女平等を推進する教育・学習

- ア 初等中等教育段階では、児童生徒の発達段階に応じ、社会科、家庭科、道徳、特別活動等において男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性などを指導(文科省)
- イ 社会教育分野においては、女性教育施設における男女共同参画に関する学習機会の提供・充実、家庭教育の支援、年少の子どもを持つ親を対象にしたモデル的な事業の実施等により、家庭・地域生活における男女共同参画への理解を推進(文科省)
- ウ 国立女性教育会館において、国内外の女性教育指導者への研修による指導者の養成及び情報提供等の実施(文科省)
- エ 国立大学協会に「男女共同参画に関するワーキンググループ」が設置され、平成12年5月に取りまとめた報告書の中で「2010年までに女性教員の割合を20%に引き上げる」という達成目標を策定。また、各国立大学法人において中期目標・中期計画の中に女性教員の割合向上等について盛り込むなどの取組が推進(文科省)
- オ 科学技術研究者の現状調査について、男女共同参画学協会連絡会に委託、また、科学研究費補助金等において、旧姓や通称のみによる応募を可能とするとともに、育児休業に伴い研究を中断する女性研究者等を支援するため、1年間の中断の後に研究の再開を可能とする弾力的運用を実施(文科省)
- カ 日本学術会議において「ジェンダー問題の多角的検討特別委員会」を設置し、報告書「ジェンダー問題と学術の再構築」(平成15年5月)を取りまとめ。また、「ジェンダー学研究連絡委員会」、「21世紀の社会とジェンダー研究連絡委員会」を設置し、ジェンダー視点に基づく学術研究による積極的な研究を推進(内閣府)

(2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

- ア 女性の社会参加や男性の家庭・地域社会の参加支援のための「男女の家庭・地域生活充実事業」や、女性の多様なキャリア形成を支援する仕組みづくりのための「女性のキャリア形成支援プラン」の実施(文科省)
- イ 国立女性教育会館において、女性のエンパワーメントのためのセミナー、国内外の女性教

育関係者・関連施設とのネットワーク形成のための事業、国内外の女性等に関する資料の収集と提供、調査研究成果のデータベース化等を実施（文科省）

ウ 放送大学の整備・充実、専修学校教育の振興、青少年の体験活動等の充実、高度情報通信ネットワーク社会に対応した多様な学習機会の提供（文科省）

エ キャリア教育を推進するために、小・中・高等学校で一貫したキャリア教育を行うための指導内容・方法等について地域ぐるみで実践研究を行う「キャリア教育推進地域指定事業」の実施や家庭、地域、産業界が一体となって、社会全体でキャリア教育を推進していこうとする気運を高めるためのフォーラムの開催等を実施（文科省）

オ 高等教育機関等におけるリカレント教育^(注)の実施の促進や、大学におけるインターンシップ推進のため、フォーラムの開催やガイドブックの作成・配布等による普及・促進を実施。また、各企業へ、女子学生の男子学生との機会均等の確保について要請するとともに、経済団体に対しても男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動の徹底について協力を要請（文科省、厚労省）

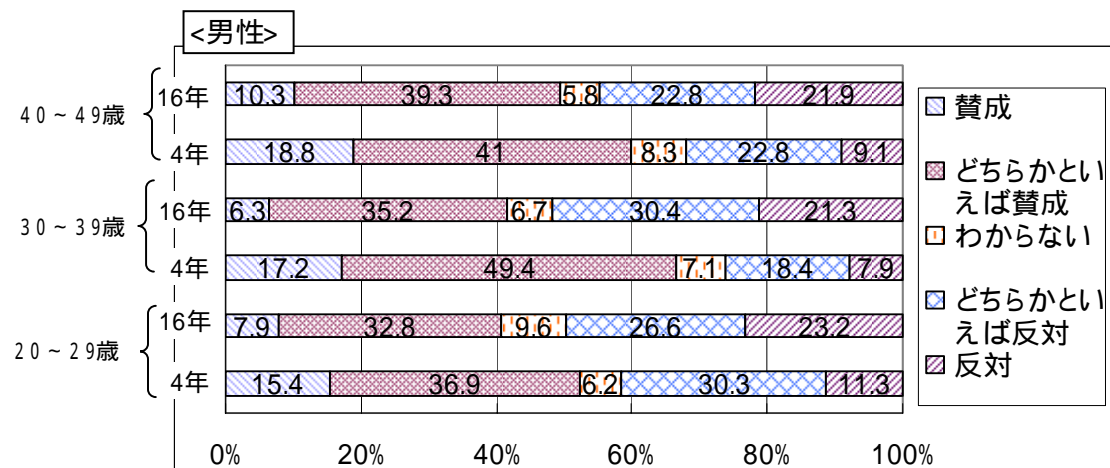
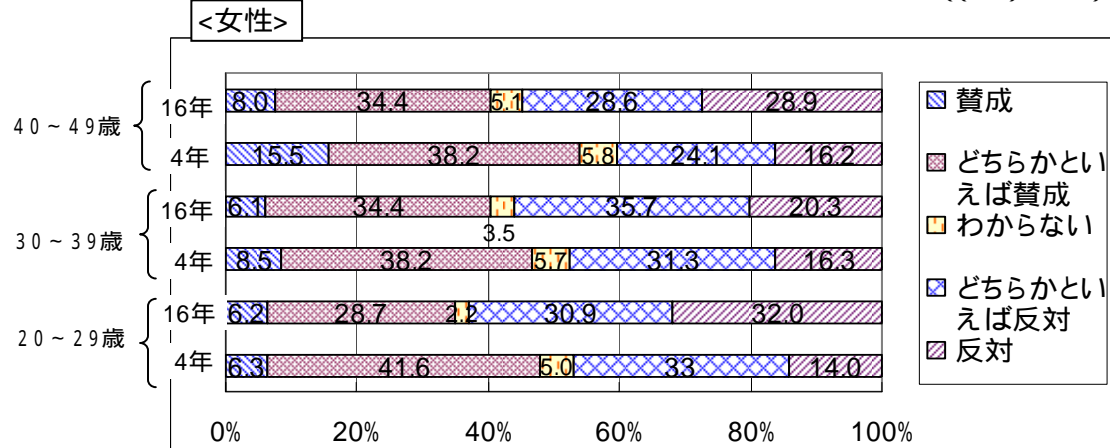
（注）リカレント教育：職業人を中心とした社会人に対して学校教育の修了後、いったん社会に出た後に行われる教育であり、職場から離れて行われるフルタイムの再教育のみならず、職業に就きながら行われるパートタイムの教育も含む。

カ 「女子学生のための就職ガイドブック」、「私の仕事・未来形」パンフレットを作成し、ガイドブックについては各大学へ、パンフレットについては各高校を通じて学生へ配布（厚労省）

政策効果の発現状況（各項目文末()内の記号は前述の各政策に対応。）

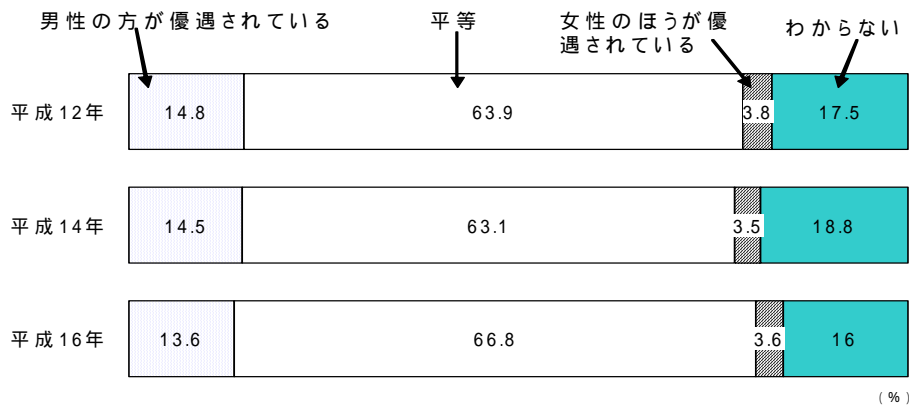
(1) 男女平等を推進する教育・学習

- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方についての賛否((1)全体)



資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成16年)

● 学校教育の場における男女の地位の平等感 ((1) 全体)



資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成16年)

● 女性教育施設における講座開設数 (イ)

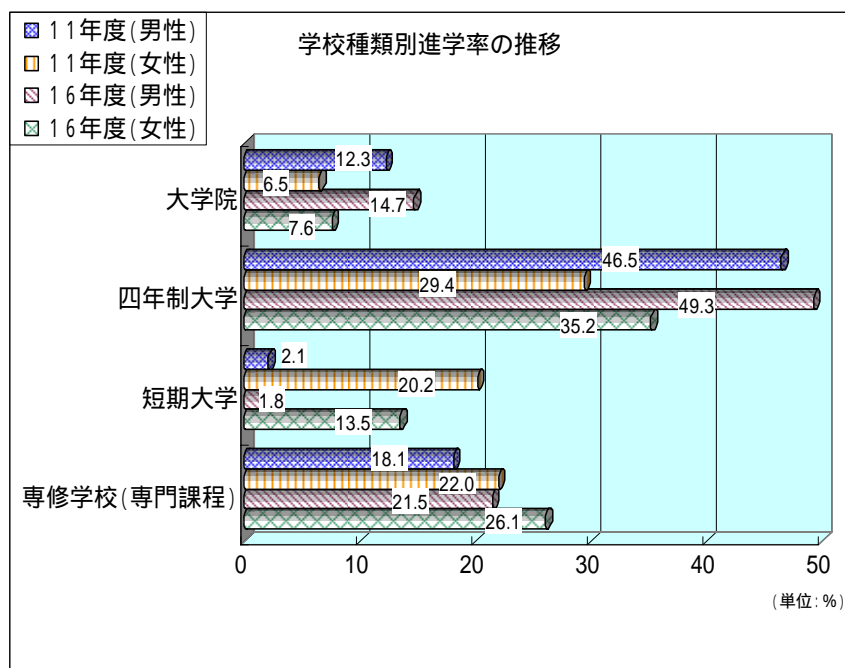
平成10年度間	平成13年度間
4,777	4,774

注：女性教育施設：女性又は女性教育指導者のために各種の研修又は情報提供等を行い、あわせてその施設を女性の利用に供する目的で、地方公共団体又は民法第34条の法人が設置した社会教育施設

資料出所：文部科学省「社会教育調査」(平成11年度、14年度)

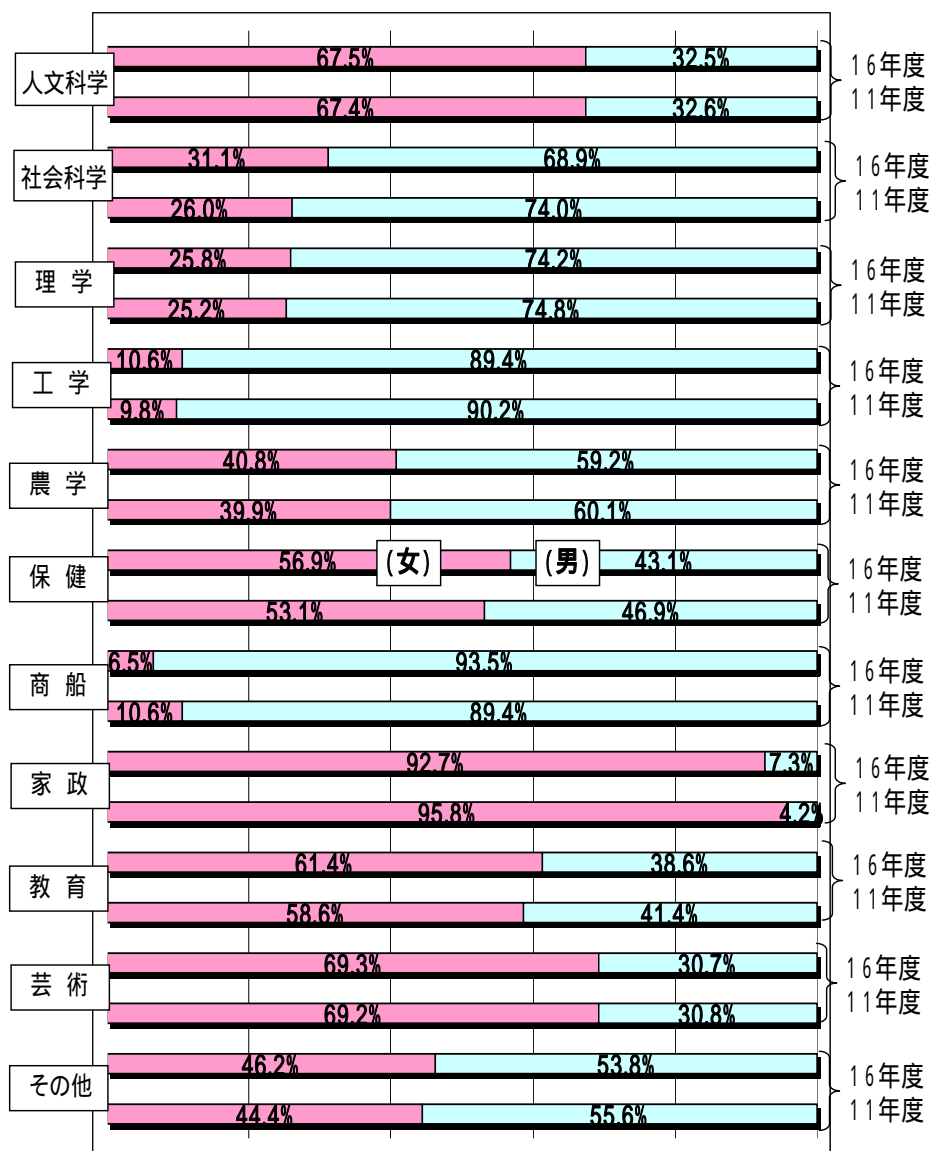
(2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

● 学校種別進学率の推移 ((2) 全体) (単位%)



資料出所：文部科学省「学校基本調査」

● 関係学科別 4 年制大学在学生数の構成比 ((2) 全体)



注：人文科学：文学、史学、哲学など

社会科学：法学、政治学、商学、経済学、社会学など

資料出所：文部科学省「学校基本調査」より内閣府作成

● 高等学校（全日制）でのインターンシップの実施率（オ）

平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
31.9	38.9	47.1

資料出所：文部科学省

● 大学等でのインターンシップの実施率（オ）

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
大学	33.5	41.9	46.3
短大	21.1	23.4	23.9
高専	83.9	87.1	90.5

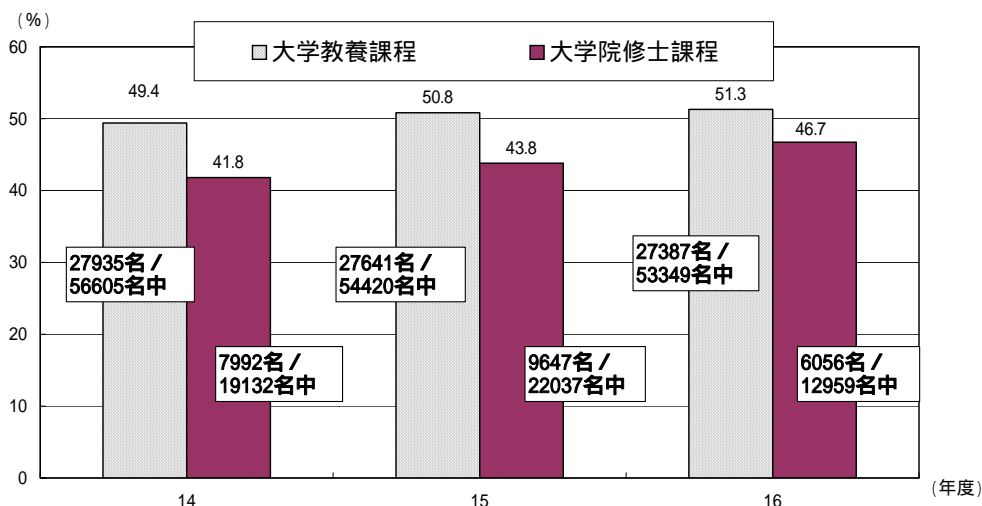
資料出所：文部科学省

● リカレント教育「大学院における社会人学生数（平成16年度）」（才）

	大学院学生数（修士課程）			大学院学生数（博士課程）	
	社会人数(内数)	性別・合計		社会人数(内数)	性別・合計
計	8,759	47,762	〔女性〕	4,739	21,470
	11,187	114,950	〔男性〕	12,057	51,976
	19,946	162,712	〔合計〕	16,796	73,446
人文科学	1,341	7,429	〔女性〕	716	3,841
	746	5,753	〔男性〕	411	3,759
	2,087	13,182	〔合計〕	1,127	7,600
社会科学	2,113	7,474	〔女性〕	563	2,410
	5,154	14,062	〔男性〕	1,300	5,068
	7,267	21,536	〔合計〕	1,863	7,478
理 学	39	3,042	〔女性〕	88	1,088
	84	10,912	〔男性〕	527	5,256
	123	13,954	〔合計〕	615	6,344
工 学	289	6,524	〔女性〕	265	1,544
	1,508	58,711	〔男性〕	3,114	12,040
	1,797	65,235	〔合計〕	3,379	13,584
農 学	60	2,987	〔女性〕	110	1,211
	117	5,350	〔男性〕	439	3,143
	177	8,337	〔合計〕	549	4,354
保 健	1,631	5,800	〔女性〕	1,960	6,958
	536	4,731	〔男性〕	4,929	16,533
	2,167	10,531	〔合計〕	6,889	23,491
家 政	159	901	〔女性〕	149	310
	15	140	〔男性〕	14	53
	174	1,041	〔合計〕	163	363
教 育	1,756	5,909	〔女性〕	198	924
	1,885	5,538	〔男性〕	166	900
	3,641	11,447	〔合計〕	364	1,824
芸 術	166	2,444	〔女性〕	46	343
	88	1,506	〔男性〕	39	296
	254	3,950	〔合計〕	85	639
そ の 他	1,205	5,239	〔女性〕	644	2,841
	1,052	8,207	〔男性〕	1,118	4,928
	2,257	13,446	〔合計〕	1,762	7,769

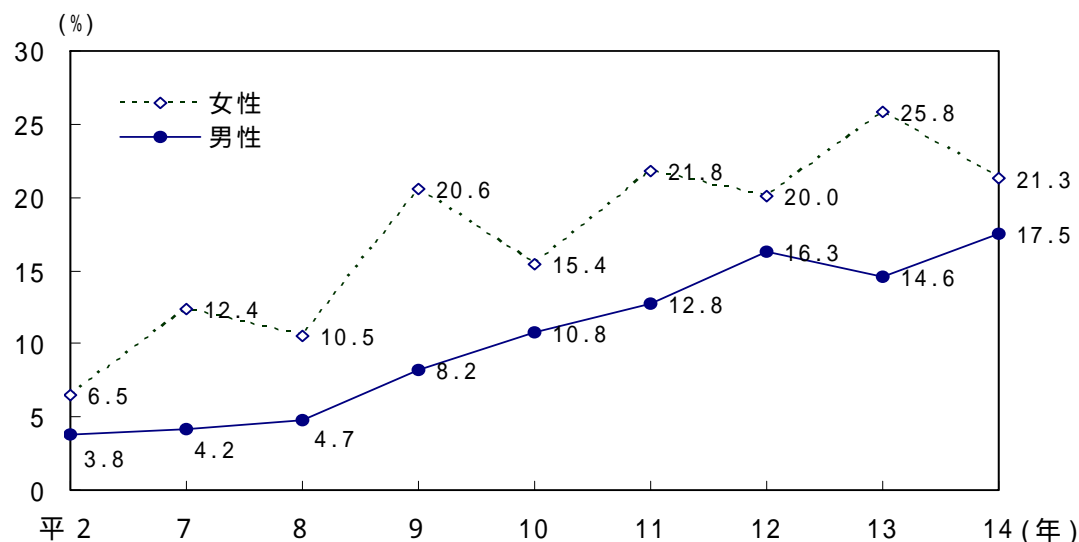
資料出所：文部科学省「学校基本調査」（平成16年度）より内閣府作成

● 放送大学入学者数に占める女性割合の推移（ウ）



資料出所：放送大学学園集計により作成

● 新規学卒者入職者に占めるパートタイム労働者の割合の推移（（2）全体）



注：当該年に大学、高等学校等を卒業して入職した者に占める、パートタイム労働者（常用労働者のうち1日の所定労働時間がその事業所の一般労働者よりも短い者又は同じでも1週の所定労働日数が少ない者）の割合。

資料出所：厚生労働省「雇用動向調査」より内閣府作成

政策に対する評価（各項目文末（ ）内の記号は前述 の各政策に対応。）

- 性別役割分担を肯定する意識の割合は、国内では徐々に低下している(前述 (1)の「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方についての賛否より)。しかしながら、内閣府「男女共同参画社会に関する国際比較調査」(平成 15 年 6 月)によると、欧米諸国では固定的性別役割分担意識を肯定する割合は小さく、特にスウェーデンでは男女ともに9割近くが「反対」、「どちらかといえば反対」と考えている一方、日本では賛成が 45.2%、反対が 48.9%と賛成の割合が大きく、今後とも男女共同参画に関する教育・学習を推進していくことが重要。

その際、男女共同参画社会は男女の生物学的な違いを否定するものであるなどの誤解を払拭するためにも、学校教育において、男女共同参画に対する正確な理解の浸透に努める必要がある。

また、学校教育のみならず家庭教育を含め社会教育においても男女共同参画の意識を高める

学習機会の提供を今後とも推進していくことがより高い政策効果の発現のために重要。((1)全体)

- 我が国の高等教育機関への進学率は、四年制大学、短期大学、専門学校等を合計すると、男女の進学率はほぼ同一であり、また、四年制大学学部においては、女性の在学者数は増加しているが、進学率は依然として男女差があり、一部の学部分野別に偏りがみられる。大学院においては、進学率の男女差及び専攻分野別偏りがみられる(以上、前述(2)各グラフ等より)。

また、女子生徒・女子学生の進路状況や就業状況については男女別偏りや格差が縮小するなど一定の成果がみられるが、職業教育や情報提供、普及啓発などについて引き続き努力が必要。((1)全体)

- リカレント教育については、大学院における社会人学生数において、男女差があり専攻分野別に偏りがみられる(同(2)「リカレント教育」より)ことから、男女ともの職業能力向上のための教育への取組が今後とも必要。((1)オ)

- 新規学卒入職者に占めるパートタイム労働者の割合は男女共に総じて上昇傾向にあるが、女性は男性よりも高い傾向がある(同(2)「新規学卒者入職者に占めるパートタイム労働者の割合の推移」より)ことから、男女ともに希望する職業に就くようにするための施策が今後とも必要。((2)全体)

- 女性のエンパワーメントのための教育・学習については、国立女性教育会館を中心とした取組において中期目標の達成(研修事業参加者の満足度が90%を超える(目標:毎年度平均80%以上)など)や開発途上国の女性の地位向上のための研修への海外からの高い評価など一定の成果がみられるが、国内外において女性のエンパワーメント支援に取り組む指導者の育成など、今後とも充実をしていくことが重要。((2)全体)

分野 1 1 : 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

目的

男女共同参画社会の実現に向けての国際的な取組の成果や経験を国内において積極的にいかす。

国連諸機関の諸活動への協力、開発途上国の女性支援の推進等を通じ、地球社会へ積極的に貢献する。

目標

- (1) 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透
- (2) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

分野別予算額推移 (単位 百万円)

平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
692	595	657	592
		(0)	(0)
		《 0 》	《 0 》

(注 1) 平成15年度より関係予算範囲の見直しを行い、一般会計 (括弧なし) と特別会計 (丸括弧)、財政投融资 (二重括弧) に分類して集計している。

(注 2) 平成16年度の関係予算額の概要は別添のとおり。

具体的施策例 (各項目文末 () 内は施策担当省庁等。)

(1) 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透

- ア 女子差別撤廃条約に基づく国連女子差別撤廃委員会に日本の実施状況報告を提出、女子差別撤廃委員会による我が国の報告書の審議に関する業務を実施 (内閣府等)
- イ 女子差別撤廃条約、女子差別撤廃委員会からの最終コメント等についてホームページ、広報誌、報告会等を通じ一般へ広報、周知 (内閣府等)
- ウ 苦情処理・監視専門調査会において、国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透について、上記女子差別撤廃委員会の最終コメントへの各府省の取組の方向性、既に批准した I L O 条約の適切な実施及び未批准の I L O 条約についての批准の可能性等に関し調査検討を実施。 (内閣府)

(2) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

- ア 国連機関における関連会合への出席、国際機関基金等への協力を通じたジェンダー問題等に関する支援 (外務省等)
- イ 政府開発援助 (O D A) 大綱の基本方針に男女共同参画の視点の重要性を盛り込む (外務省)
- ウ 女性 N G O 関係者が国連総会第 3 委員会、婦人の地位委員会等に参加するなど、N G O と政府の連携及び女性の参画を促進 (外務省)
- エ 国際機関で働く日本人女性職員の増強支援策 (外務省)
- オ 苦情処理・監視専門調査会において、男女共同参画の視点に立った O D A の推進について調査審議を実施。平成 16 年 4 月の男女共同参画会議において、関係施策の一層の推進を図ることを求める意見決定 (内閣府、男女共同参画会議)

カ 上記決定を踏まえ、「ODAジェンダー担当官」の配置やWID（途上国の女性支援）イニシアティブからGAD（ジェンダーと開発）イニシアティブへの改定を実施（外務省）

政策効果の発現状況（各項目文末()内の記号は前述の各政策に対応。）

(1) 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透

- 女子差別撤廃委員会においては、15年度9年半ぶりに日本の条約実施状況報告の審議が行われたため、14年度の報告書作成・提出に続き、15年度は委員会からの質問状への回答作成・提出、NGOとの情報・意見交換、各省庁に対する政府代表団への参加要請等の事前準備、委員会審議への出席、審議後の委員会最終コメントの和訳・周知等、審議に関連する一連の業務を滞りなく行った。((1)ア)
- 女子差別撤廃条約、女子差別撤廃委員会からの最終コメント等、国際会議への出席等を通じて入手した情報は、当局のホームページへの掲載、広報誌への掲載、「聞く会」の開催等を通じて、広く周知に努めた。((1)イ)

ア ホームページへの掲載：常時掲載（随時更新）

イ 広報誌への掲載：

	平成15年度	平成16年度
男女共同参画推進本部ニュース	13	7
共同参画21	7	9

ウ 「聞く会」の開催実績及び参加者数（平成15～16年度）：

- (ア) 第27回「第57回国連総会第3委員会、第47回国連婦人の地位委員会、女子差別条約実施状況への委員会からの質問事項に対する回答等について」聞く会 / 131名（一般公募46、地方自治体35、局登録団体28等）
- (イ) 第28回「国連女子差別撤廃委員会における女子差別撤廃条約実施状況第4回・第5回報告の審議等について」聞く会 / 134名（一般公募76、局登録団体22、地方自治体17等）
- (ウ) 第29回「北京行動綱領・女性2000年会議成果文書の実施状況に関する質問状への回答に盛り込むべき事項及び「男性の役割」・「紛争と女性」について」聞く会 / 82名（一般公募40、局登録団体21、地方自治体11等）
- (エ) 第30回「EUにおける科学技術政策と男女共同参画、第58回国連総会第3委員会及び男女共同参画社会の将来像について」聞く会 / 81名（一般公募26、局登録団体21、その他団体16等）
- (オ) 第31回「第48回国連婦人の地位委員会等について」聞く会 / 94名（一般公募24、局登録団体16、その他団体12等）
- (カ) 第33回「アジア太平洋地域経済社会委員会（E S C A P） / 北京行動綱領の実施に係るハイレベル政府間会合、スウェーデン家庭生活調査等について」聞く会 / 132名（一般公募40、局登録団体12、その他団体24等）
- (キ) 第34回「北京+10」及び欧米における女性科学者の状況について」聞く会 / 90名（一般公募24、局登録団体16、その他団体7等）
- 苦情処理・監視専門調査会における調査検討の結果を受け、平成16年7月の男女共同参画会議において、より積極的な方針の明確化、国際合意を踏まえた取組などを求める意見決定がされた。((1)ウ)

(2) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

- ジェンダー・W I D (途上国の女性支援) 関連事業の実績 / 二国間((2) 全体)(単位 : 百万円)

	12年度	13年度	14年度	15年度
2国間協力 計	124,809	49,537	81,056	65,071
技術協力	22,018 (14%)	22,319 (14%)	15,928 (11%)	14,528 (12%)
無償資金協力	37,730	21,963	42,146	35,271
一般プロジェクト(交換公文締結ベース)	35,746 (33%) 67件 (36%)	19,540 (18%) 45件 (27%)	39,782 (40%) 64件 (40%)	33,652 (41%) 67件 (44%)
草の根	1,984 (23%) 399件 (26%)	2,423 (24%) 451件 (26%)	2,364 (25%) 358件 (25%)	1,619 (14%) 222件 (16%)
有償資金協力(交換公文締結ベース/ 債務繰延分を除く)	65,006 (7%) 7件 (8%)	5,194 (1%) 1件 (2%)	22,909 (4%) 5件 (11%)	15,215 (3%) 2件 (5%)
NGO 事業補助金	54.9 (10%) 14件 (9%)	60.8 (12%) 12件 (9%)	54.5 (13%) 11件 (9%)	22.4 (9%) 6件 (9%)
日本 NGO 支援無償資金協力			18.6 (3%) 2件 (3%)	34.8 (5%) 3件 (5%)

注 : 実績額は、案件の一部に女性を対象として参加及び受益の確保を含むものを全額計上しているため、女性のみ
の支援額ではない) 資料出所 : 外務省調べ

- 国連・国際機関における男女別・クラス別日本人正規職員数(エ)

年	男性		女性	
	D以上	P	D以上	P
2005	43	281	17	301
2004	45	263	14	288
2003	39	253	12	253
2002	45	238	14	224
2001	41	229	13	198
2000	45	224	13	186

注 : Pレベル : 専門職以上、Dレベル : 幹部職員
資料出所 : 外務省調べ

政策に対する評価 (各項目文末()内の記号は前述 の各政策に対応。)

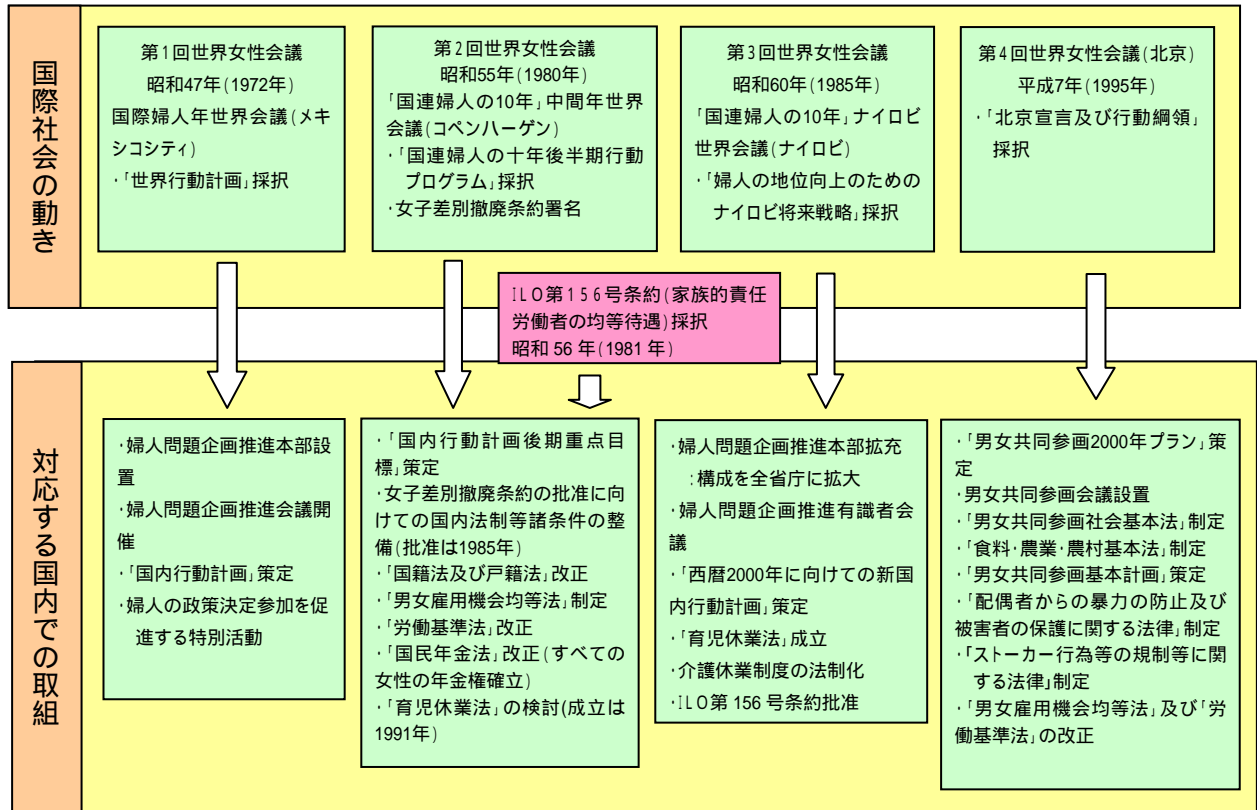
- 女子差別撤廃委員会からの最終コメントにおいても、報告書の質と期限どおりの提出、政府代表団と委員との間で率直かつ建設的な対話が行われたとの評価を得た。今後は、女子差別撤廃委員会からの勧告(間接差別、女子差別撤廃条約選択議定書の批准の検討等)に対する政府としての対応を十分に検討した上で、同委員会に対し、実施状況第6回報告を提出する必要がある。((1) ア)
- 国際規範・基準の国内への更なる浸透を図るための効果的な広報の方策等について検討す

る必要がある。((1)イ)

- ODA大綱への男女共同参画の視点の重要性の明記(「特に男女共同参画の視点は重要であり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。」)やGADイニシアティブの発表など、ODAのあらゆる段階においてジェンダーの視点を盛り込む取組に進展が見られる。また、ODAの具体的推進についても、無償資金協力等においてジェンダーの視点からの審査について取組を始めており、効果的にフォローアップすることが必要である。((2)全体)
- 以上のほか、男女共同参画会議意見決定(「男女共同参画の視点に立った政府開発援助(O DA)の推進について」(平成16年4月23日)、「国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透について」(平成16年7月28日))を踏まえて具体的取組を進める必要がある。((1)(2)全体)

7 計画に基づいた政策の効果の発現状況

- 国際社会の動きに歩調を合わせ、男女共同参画の推進のため国内本部機構の構築・充実、法律・制度の整備などを進めてきた。



- 法律・制度等の整備に比して、昭和50年以降の各指標の推移を見ると、男女共同参画社会へのあゆみは緩やかである。

(単位: %)

	昭和50年	昭和60年	平成7年	平成15年
国会議員の女性割合				
衆議院	1.2(昭和51年)	1.4(昭和61年)	4.6(平成8年)	7.1
参議院	7.1(昭和49年)	8.7(昭和61年)	13.5(平成7年)	14.6
国家公務員の女性管理職割合	0.3	0.5	1.0	1.3(平成14年度)
就業者の女性割合	37.4	39.7	40.5	41.1
管理的職業従事者の女性割合	5.3	6.6	8.9	9.7
専門的・技術的職業従事者の女性割合	42.9	45.5	43.3	45.8
男性賃金に対する女性賃金の割合	58.8(昭和51年)	59.6	62.5	66.8

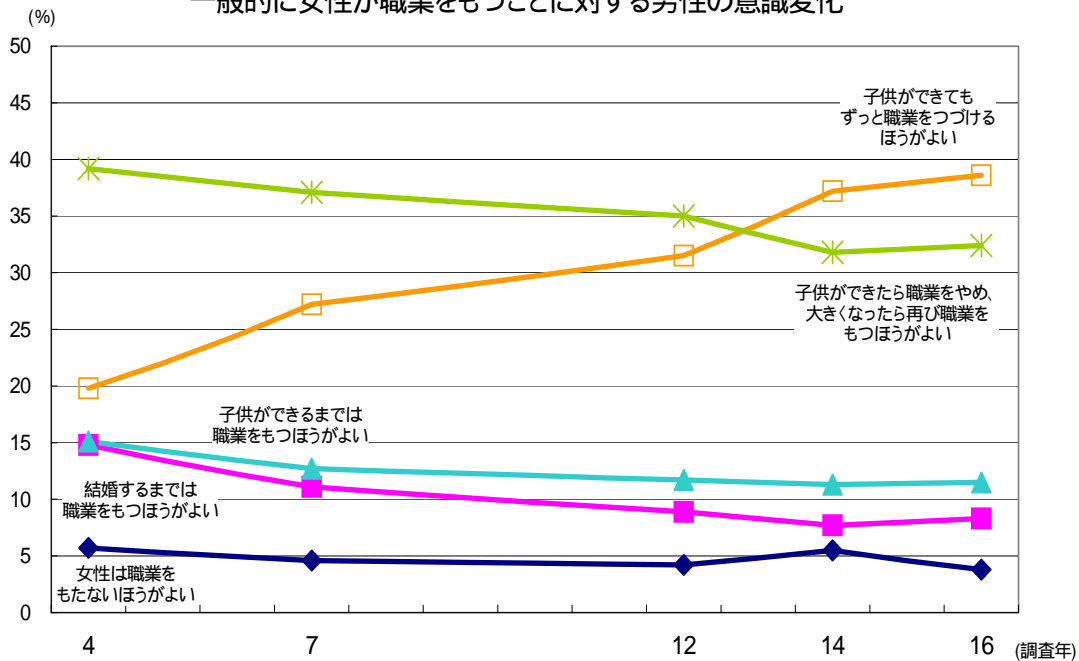
(備考) 1. 総務省「労働力調査」, 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」, 人事院資料等より作成。

2. 国会議員の女性割合は各選挙直後の女性割合(ただし平成15年は15年11月現在)。

- 男女ともに女性の就業を肯定的にとらえる意識は着実に増加しており、特に男性では平成4年からの10年間で「中断なし就業」を支持する者が急増し、「一時中断型」を支持する者と合わ

せると7割近くの男性が女性の就業について肯定的な考え方をもっている。

一般的に女性が職業をもつことに対する男性の意識変化



(備考) 1. 内閣府「男女共同参画に関する世論調査」より作成。
2. これらの回答の他に「その他・わからない」があるため、合計しても100%にならない。

8 有識者の意見

男女共同参画会議の下に設置された「男女共同参画基本計画に関する専門調査会」及び「女性に対する暴力に関する専門調査会」では、基本計画改定に当たっての基本的な考え方について調査検討を行い、それぞれ平成17年7月に報告書を取りまとめた（両報告書は、同月25日に男女共同参画会議の答申として内閣総理大臣に提出されている。）

両報告書には本評価書と同じ内容の「現行計画の達成状況・評価」が盛り込まれており、報告書取りまとめに向けた両専門調査会での議論をもって有識者の意見聴取とした。

(参照) 男女共同参画基本計画に関する専門調査会議事録：<http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/keikaku/index-ke.html>

女性に対する暴力に関する専門調査会議事録：<http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/boryoku/index-bo.html>

9 総合的評価（本政策の見直しのポイント）及び今後の取組方針

「男女共同参画基本計画に関する専門調査会」及び「女性に対する暴力に関する専門調査会」では、関係府省ヒアリングや討議を重ねた結果、8の報告書において、新基本計画で特に重点的に取り組むべき事項及び新たにに取り組むべき事項として、主に以下のものを挙げている。

今後は、両報告書や、7で指摘したとおり男女共同参画社会へのあゆみが緩やかであるという現状を踏まえて、新基本計画を策定するとともに、計画の着実な実施を推進することとしている。

2020年までに、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待し、各分野における取組を促進する。その際、ジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)(1)2004年において78か国中38位であり改善が進んでいないことも踏まえ、管理職への女性の登用などにつき、それぞれの分野における達成状況を常に検証しつつ施策を進める。

チャレンジしたい女性が、いつでも、どこでも、誰でもチャレンジできるよう、女性のチャレンジ支援策を更に推進する。その際、女性のチャレンジの実態を把握するための指標の開発と普

及を行う。また、一旦家庭に入った女性が再チャレンジ（再就職、起業等）したい場合の支援策を充実する。さらに、育児等を理由に退職した者が再就職する場合に、正社員も含めて門戸が広がるよう、企業等の積極的な取組を促す。

雇用分野において実質的な男女の均等を確保するための方策についての検討を進め、更なる男女雇用機会均等の推進を図る。

仕事と家庭・地域生活の両立支援策を推進するため、特に男性も含めた働き方の見直しを大幅かつ具体的に進める。短時間正社員など公正な処遇が図られた多様な働き方の導入を目指す。特に公務員については、現在行われている定年退職後の再任用短時間勤務職員のみでなく、一般の常勤職員としての短時間勤務制度の導入について早期に検討する。また、短時間労働者への厚生年金の適用の在り方について、検討を進める。

新たな取組を必要とする分野（科学技術、防災・災害復興、地域おこし、まちづくり、観光、環境）における男女共同参画を推進する。

生涯を通じた健康の保持増進を図るに当たり、性差に応じた的確な医療についての知識普及を図り、性差医療（２）を推進する。

男女共同参画社会の形成の男性にとっての意義と責任や、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報・啓発活動を推進する。

学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。また、生涯学習社会の形成を促進するための施策を講じることを通じて、2015年までにすべての教育レベルにおける男女格差を解消することを達成目標としている2000年のミレニアム国連総会で合意された「ミレニアム開発目標」の実現に努める。

本計画に掲げた分野を含むあらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施し、男女共同参画社会の実現を目指す。

（１）ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）：国連開発計画（UNDP）が毎年「人間開発報告書」において公表。女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。具体的には、国会議員に占める女性割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合及び男女の推定所得を用いて算出している。

（２）性差医療：1980年代以降、米国において様々な疾患の原因、治療法が男女で異なることが分かってきたことから、始められた医療。疾患における性差の例としては、狭心症について、男性は心臓表面の太い血管の流れが悪くなることによるものが多いが、女性は、心筋の微小な血管の流れが悪くなることによるものが多いことが挙げられる。